

動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について

動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について
～目次～

はじめに	1
I 行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方	2
1. <u>犬猫の引取りのあり方</u>	2
(1) 所有者からの引取りの課題	
論点① 「終生飼養の趣旨」の正確な理解	
論点② 所有者からの引取りの相談への対応（引取りの発生予防）	
論点③ 所有者からの引取り拒否による生活環境被害の発生防止	
(2) 所有者不明の犬猫の引取りの課題	
論点① 所有者不明の犬猫引取り拒否の問題	
論点② 犬猫の引取りに係る都道府県警等との連携	
2. <u>殺処分と譲渡の考え方</u>	11
(1) 殺処分ゼロ目標の考え方の再整理	
論点① 殺処分をなくしていくための取組（基本的な考え方、留意点）	
論点② 収容した動物の返還・適正な譲渡の推進と殺処分の考え方	
(2) できる限り苦痛を与えない殺処分の方法	
論点① できる限り苦痛を与えない殺処分の方法として炭酸ガスは妥当か。	
(3) 譲渡の促進の課題（譲渡後のトラブルの防止、適正譲渡と言えるか否か）	
論点① 譲渡適性を考慮した譲渡の促進	
論点② 自治体からの譲渡に際しての不妊去勢措置等の促進	
論点③ 譲渡等の所有権に関連するトラブル防止	
3. <u>地域の実情を踏まえた自治体の施行体制のあり方</u>	25
(1) 国と自治体の役割分担（地域の実情を踏まえた制度のあり方）	
論点① 自治体に対する国の関与のあり方。国はどこまで自治体の業務の基準を定めるべきか。	
(2) 行政とボランティア・民間団体等の連携と役割分担	
論点① 愛護団体の役割、活動の留意点	
論点② 愛護団体・民間団体の調整役としての環境省等の役割	

II 飼い主責任のあり方	31
1. 適正飼養と不適正飼養	31
論点① 終生飼養の概念の適正な理解	
論点② 適正飼養の判断基準の提示/不適正な飼養管理の具体的な例示	
論点③ 不適正な飼養管理に対する対策の強化	
論点④ 飼い主のいない野良犬・野良猫への餌やり行為の取扱	
2. 虐待・遺棄等の対応強化	36
論点① 動物虐待や遺棄にあたる行為の明確化。	
論点② 動物虐待の科学的知見に基づく客観的な評価の在り方	
3. 多頭飼育問題	39
(1) 多頭飼育崩壊の未然防止のための情報収集体制の整備	
(2) 多頭飼育問題に対応するための体制整備	
論点① 多頭飼育対策を進めていくための考え方の整理	
論点② 多頭飼育者に対する勧告指導の適切な実施	
4. 飼育禁止命令・動物の没収等	42
論点① 飼育禁止命令や動物の没収等に係る制度の検討	
5. 特定動物	43
(1) 特定動物の指定のあり方	
論点① 特定動物の交雑種について指定すべきではないか。	
(2) 特定動物の飼養のあり方	
論点② 特定動物の許可基準・飼養基準はどうあるべきか。	
論点③ 特定動物の愛がん飼養は禁止すべきではないか。	
6. 猟犬種等の管理のあり方	46
論点① いわゆる危険犬等についての取扱はどうあるべきか。	
論点② 猟犬が各所でトラブルの基になっているが、対策のあり方はどうあるべきか。	

動物愛護管理をめぐる主な課題への対応について（論点整理（案））

はじめに

動物愛護部会（第44～47回）での議論、動物愛護管理法の施行状況調査の結果、関連する各種検討会等での主な指摘事項等を踏まえながら、動物愛護管理をめぐる主な課題への対応についての論点を次のとおり整理する。

今回の論点整理は、平成30年度を目途として動物愛護管理基本指針の見直しを行うこととされていることから、その前段階として、課題と対応の方向性について可能な範囲で整理を試みるものである。これらの整理の結果は、基本指針の見直しにおける活用のほか、関連する政省令や通知、ガイドライン等の検討に活用すること、また、必要に応じて、今後の法制度改正等の際に話題提供していくものとする。

また、前回（第47回）の議論において、動物愛護管理をめぐる概観の整理を試みたが、これらは、今後、個別課題について部会で議論した結果を反映してさらに内容の更新・充実を進めていく。

前回までの検討では、大きな5つのテーマを以下のとおり設定し、順に検討を行っていた。

- ①飼い主責任のあり方
- ②動物取扱業に求められる役割と今後のあり方
- ③行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方
- ④社会的規範としての動物の愛護及び管理の考え方
- ⑤「人と動物が共生する社会」の将来ビジョン

このうち、今回は、法律の運用実務を担う自治体に深く関係する③について、そして、時間の許す範囲で、①について論じることとする。今回、議論が未了な事項は次回以降に順次検討する。

行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

1 犬猫の引取りのあり方

(1) 所有者からの引取りの課題

- ・動物愛護管理法では、昭和 48 年の法制定当時より、所有者から犬猫の引取を求められた場合、自治体に引き取りの義務を課していた。しかし、不妊去勢措置を講じずに繰り返し子犬や子猫の引取を求める飼い主や、動物取扱業者が繁殖の用に供することを終えた犬猫の引取をを求めるケースなどが不適当との考え方から、平成 24 年の前回法改正において、一定の場合には、所有者からの引取を拒否できる旨の改正がなされた。
- ・具体的には、法第 35 条第 1 項に基づき、『所有者からの』犬猫の引取りを求められた場合において、自治体は、相手が犬猫販売業者のときや繰り返し引取りを求める等の一般飼い主であるときは、ただし書きの特例により、法第 7 条第 4 項の趣旨（終生飼養の趣旨）に照らし、引取りを拒否できる場合があると規定されている。
- ・引取拒否が可能な規定は、施行規則第 21 条の 2 に列記されているが、同条のただし書きにより生活環境保全上の支障を防止するために必要な場合は、引取拒否の対象にはならず、引取の義務が適用される。

論点① 「終生飼養の趣旨」の正確な理解

- ・法第 7 条第 4 項では、「動物の所有者は、その所有する動物の飼養又は保管の目的等を達する上で支障を及ぼさない範囲で、できる限り、当該動物がその命を終えるまで適切に飼養すること（以下「終生飼養」という。）に努めなければならない。」と記されており、法第 35 条第 1 項では、この趣旨に照らして、自治体は引取拒否ができることとされている。
- ・所有者が適切に飼養することが困難となり犬猫の引取りを求めた場合に、自治体に引取拒否され、飼いきれないのでネグレクトになるケースなどがある。「終生飼養」の考え方を整理し直し、現在の飼い主に動物がその生を終えるまで飼いつけることを求めるのではなく、飼い主が変わっても動物が適切に飼養されることを「終生飼養」と考えるべき。〔委員〕

論点② 所有者からの引取りの相談への対応（引取りの発生予防）

- ・事前相談段階で、飼い主に自ら対策を講じさせるための職員のコミュニケーションスキルの向上が必要。〔委員〕
- ・自治体は、法第 37 条第 2 項において、犬猫の引取りに際して、引取りを求める飼い主に、繁殖を防止する措置が適切になされるよう、必要な指導・助言を行う努力義務を負っている。

(参考)

法第 37 条 犬又は猫の所有者は、これらの動物がみだりに繁殖してこれに適正な飼養を受け
る機会を与えることが困難となるようなおそれがあると認める場合には、その繁殖を防止
するため、生殖を不能にする手術その他の措置をするように努めなければならない。

2 都道府県等は、第三十五条第一項本文の規定による犬又は猫の引取り等に際して、前項
に規定する措置が適切になされるよう、必要な指導及び助言を行うように努めなければなら
ない。

論点③ 所有者からの引取り拒否による生活環境被害の発生防止

施行規則第 21 条の 2 ただし書き規定により、引取りを行わないことにより、生活環境被害が生じるおそれのある場合は、当該引取り拒否ができる場合に該当せず、所有者からの犬猫の引取りを行わなければならない。引取り拒否により、飼い主のみならず近隣住民に被害をもたらすことや、遺棄につながることをとらないようにする必要がある。〔事務局〕

(参考)

法第 35 条第 1 項 (抜粋)

都道府県等（都道府県及び指定都市、中核市その他政令で定める市（特別区を含む。）をいう。）は、犬又は猫の引取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。ただし、犬猫等販売業者から引取りを求められた場合その他の第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として環境省令で定める場合には、その引取りを拒否することができる。

施行規則第 21 条の 2

法第 35 条第 1 項ただし書の環境省令で定める場合は、次のいずれかに該当する場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合であっても、生活環境の保全上の支障を防止するために必要と認められる場合については、この限りでない。

- 一 犬猫等販売業者から引取りを求められた場合
- 二 引取りを繰り返し求められた場合
- 三 子犬又は子猫の引取りを求められた場合であって、当該引取りを求める者が都道府県等からの繁殖を制限するための措置に関する指示に従っていない場合
- 四 犬又は猫の老齢又は疾病を理由として引取りを求められた場合
- 五 引取りを求める犬又は猫の飼養が困難であるとは認められない理由により引取りを求められた場合
- 六 あらかじめ引取りを求める犬又は猫の譲渡先を見つけるための取組を行っていない場合
- 七 前各号に掲げるもののほか、法第七条第四項の規定の趣旨に照らして引取りを求める相当の事由がないと認められる場合として都道府県等の条例、規則等に定める場合

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・法第 7 条第 4 項の「できる限り、その動物が命を終えるまで適切に飼養すること」の努力義務については、動物が命を終えるまで飼養する努力を求めるものであるが、これは現在の飼い主が最後まで責任をもって飼育することの重要性を前提としつつも、所有者の変更を認めないものではない（所有者（飼い主）は飼い始めたらどのような場合においてもその所有する動物が死亡するまで飼養を継続する、との趣旨ではない。）。現在の飼い主が適切に飼養管理できない場合には、譲渡等により、新たな飼い主が適切に飼養することも、終生飼養の趣旨に適合するものである。この観点

から、自治体が、引取りを求めた飼い主が家庭動物としての目的で適切な飼養管理を継続できない状況にあると考えられる場合において、飼い主から犬猫を引き取ることは、「法第7条第4項の規定の趣旨に照らして」否定されるものではない。

- ・なお、「動物がその生を終えるまで」、とは、動物の健康・安全の保持の観点から、治癒の見込みのない病気等の場合において、動物病院等で安楽殺により動物が生を終える場合も含むと解する。

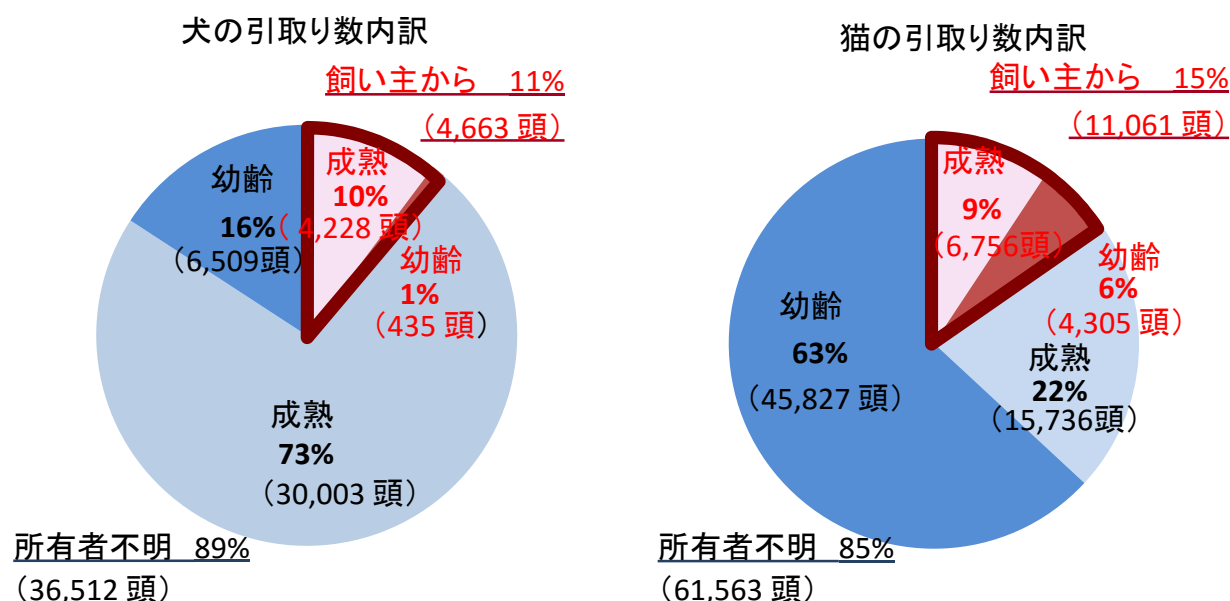
論点②への対応案

- ・所有者が自治体に引取りの相談に至る段階においては、可能な指導助言の範囲がどうしても限られてしまうことから、そうした相談が必要な事態が生じないように、飼う前の段階を含め広く適正飼養の普及啓発を進め、犬猫を飼養するにあたっての知識の習得と適正な飼養管理の実行を働きかけていくことが重要。
- ・その上で、実際に引取りの事前相談があった場合に、適切に指導助言が行えるよう、コミュニケーションツールの整備や、職員のスキル向上を図るための研修等を各自治体において実施していくことが重要。

論点③への対応案

- ・施行規則第21条の2各号に掲げる場合には、飼い主からの引取りを拒否することができるが、これら各号に該当する場合であっても、同条ただし書きの規定により、「生活環境の保全上必要と認められる場合」には引取りを行わなければならない。このため、引取拒否の判断は、個々のケースをきめ細かに判断し、慎重に行う必要がある。
- ・なお、生活環境保全上必要と認められる場合に該当するか否か、規則第21条の2各号に該当するか否かの判断については、地域の実情等を踏まえて、各自治体において判断されるべきもの。

【関連データ類】



行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

1 犬猫の引取りのあり方（引き取り拒否の妥当性等）

（2）所有者不明の犬猫の引取りの課題

- ・法第 35 条第 3 項においては、所有者不明の犬猫について拾得者等からの引取りの義務を自治体に課している。

（参考）法第 35 条第 3 項

第 1 項本文及び前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又は猫の引取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

論点① 所有者不明の犬猫引取り拒否の問題

- ・所有者不明の犬猫の引取りを自治体が拒否できる場合は、法律上は規定されていない。（第 3 項は第 1 項の引取り義務規定を準用しているが、第 1 項本文のみが対象で、第 1 項ただし書き（引取拒否できる場合に係る規定）は適用されない。）しかし、実際には、平成 24 年法改正時の衆参両院の環境委員会附帯決議等に照らし、多くの自治体が拾得者その他の者からの所有者不明の猫の引取りを拒否する運用を行っており、法の規定と乖離した状態となっている。
- ・所有者不明の犬猫の引取りを義務化しているのは、交通事故死や病気になるなど不遇に陥る犬猫を減らす意味もあるが、本来は、野良犬や野良猫、あるいは飼い主からはぐれた犬猫を放置しておく、野外で繁殖等を行い、動物による人の生命、身体、財産や生活環境への被害が生じるおそれがあるためでもあり、主として動物の管理の趣旨。所有者不明の猫の引取りを拒否する一方、当該所有者不明の猫による被害を防止する措置が講じられていない場合は、地域住民の生活環境被害等が拡大するおそれがあるため、地域の実情を十分に把握しつつ、法及び附帯決議の趣旨を明確に整理して、適切な対応が確保される必要がある。引取り拒否による問題に対処し解決へつなげていくためには、まずは、動物による人の生命、身体、財産や生活環境への被害が生じるおそれがないことが担保されることが前提であり、例えば、地域の合意を得て地域猫活動が行われている地区であって不妊去勢の徹底と給餌量・排泄物の管理などが行われている場合など、地域住民の生活環境被害等を防止する適切な措置が講じられる具体的な対策が必要ではないか。（地域猫活動として、地域の合意を前提として適切な管理を組織的に継続することにより、生活環境被害等に係るトラブルを最小化させ、住民と所有者不明の猫が共存できている地域もあると聞いている。）〔事務局〕

（参考）動物の保護及び管理に関する法律のあらまし～犬とねこの正しい飼い方～

（編集・発行：財団法人日本獣医師会、監修：内閣総理大臣官房管理室、S50 年、P6-7）

第 7 条 都道府県又は政令で定める市（以下「都道府県等」という。）は、犬又はねこの引き取りをその所有者から求められたときは、これを引き取らなければならない。この

場合において、都道府県知事又は当該政令で定める市の長は、その犬又はねこを引き取るべき場所を指定することができる。

2 前項の規定は、都道府県等が所有者の判明しない犬又はねこの引き取りをその拾得者その他の者から求められた場合に準用する。

3～7 (略)

第7条は、犬及びねこの引き取りについて定めたものですが、この法律を制定することの一つの動機となった犬及びねこの保護に関して定めたものといってもよいと思います。従来から我が国には、犬やねこを飼うことができなくなったり、余り繁殖して飼うことが難しくなったような場合には、これを気安く捨てる悪い習慣があり、飼い犬やねこが町や山野を放浪し、餌をあさったり、病気にかかったりするような不遇に陥ることが少なくありません。この結果、野犬や野良ねこが増え、様々な社会問題を巻き起こしていることは、ご承知のとおりです。

そこで、捨て犬や捨てねこを防止するために、所有者又は拾得者その他の者（拾得者より預かった者など）から引き取って欲しい旨の申し出があったときは、都道府県等は、それを引き取らなければならないことになっています。

(参考) 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

(平成24年8月28日 参議院環境委員会)

八、飼い主のいない猫に不妊去勢手術を施して地域住民の合意の下に管理する地域猫対策は、猫に係る苦情件数の低減及び猫の引取り頭数の減少に効果があることに鑑み、官民挙げて一層の推進を図ること。なお、駆除目的に捕獲された飼い主のいない猫の引取りは動物愛護の観点から原則として認められないが、やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努めるよう、各地方自治体を指導すること。

・法においては、所有者不明の犬猫に飼い主がいる蓋然性が高くても、その飼い主が特定できない場合や当該個体を保護する必要がある場合は、拾得者等が捕獲して自治体に引取りを求め、自治体において所有者に返還する努力を行うべきとの規定となっている。(拾得者等の同意がある場合であって、所有者への返還が容易になると考えられるときに、引取り後の一時保管を拾得者等において一時的に代行する等の運用は許容され得るが、拾得者等が引取りを求めているにも関わらず、引取りを拒否することはできない。)

論点② 犬猫の引取りに係る都道府県警察等との連携

・法第35条第3項の所有者不明の犬猫の引取り規定は、遺失物法との整合性の確保が必要。第35条第3項を廃止し、遺失物法において、所有者不明の犬猫の引取りは、警察が原則として対応し、動物愛護センター等の自治体と連携して飼養する旨の規定等を追加し、それに基づいて引取りを実施するとの考え方もあるのではないかと。同項の廃止が難しい場合は、拾得による持ち込みをごく限られた運用にするような手当が必要ではないかと。〔委員〕

- ・遺失物法の適用にかかわらず、自治体が警察からの犬猫の引取りを拒否している事例もある。

(参考) 遺失物法 (平成 18 年法律第 73 号)

第四条 拾得者は、速やかに、拾得をした物件を遺失者に返還し、又は警察署長に提出しなければならない。ただし、法令の規定によりその所持が禁止されている物に該当する物件及び犯罪の犯人が占有していたと認められる物件は、速やかに、これを警察署長に提出しなければならない。

2 施設において物件 (埋蔵物を除く。第三節において同じ。) の拾得をした拾得者 (当該施設の施設占有者を除く。) は、前項の規定にかかわらず、速やかに、当該物件を当該施設の施設占有者に交付しなければならない。

3 前二項の規定は、動物の愛護及び管理に関する法律 (昭和四十八年法律第百五号) 第三十五条第三項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、適用しない。

○所有者の判明しない犬又は猫その他の動物が拾得された場合の取扱い等について

(環自総発第 1401141 号 (平成 26 年 1 月 14 日) 標記について、警察庁生活安全局地域課長より別添のとおり通知されましたのでお知らせいたします。貴部 (局) におかれましては、内容を御了知いただくとともに、都道府県警察との連携・協力体制の確保に努められますようお願いいたします。

(以下、警察庁丁地発第 238 号平成 25 年 12 月 24 日警察庁生活安全局地域課長・抄)

第 1 法第 4 条第 3 項の趣旨

遺失物法 (平成 18 年法律第 73 号。以下「法」という。) 第 4 条第 3 項では、同条第 1 項及び第 2 項の規定について、動愛法第 35 条第 3 項に規定する犬又は猫に該当する物件について同項の規定による引取りの求めを行った拾得者については、これを適用しないこととされている。

これは、警察署では動物の飼養や保管に関し専門的な職員及び施設を有していないことから、専門的な職員及び施設を有する都道府県等において犬及び猫を取り扱うこととした方が動物の愛護の観点から見て適切であると考えられたためである。拾得された動物の取扱いに当たっては、この趣旨を踏まえて対応する必要がある。

第 2 警察署における取扱い

1 動物を拾得した旨の申告を受けた場合の対応

(1) (略)

イ アの確認の結果、当該犬又は猫の所有者が判明しないときは、拾得者に、動愛法第 35 条第 3 項の規定により引取りを求めるかについて確認すること。

2 都道府県等への引渡し

(1) 動愛法第 35 条第 3 項の規定により引取りの求めを行ったときは、速やかに、都道府県等

に当該引取りの求めに係る犬又は猫を引き渡すこと。

(略)

第4 都道府県等との協力体制の確保

動物の取扱いに関し、以下の事項について、都道府県等と緊密に連携し協力体制を確保すること。

1 連絡体制の確保

保管する動物に関する問合せ、犬、猫等の引取りの求め、動物の保管方法に関する技術的助言の要請、動物の保管の委託の要請等を行うための連絡体制を確保すること。

2 情報の共有体制の確保

(1) 法の規定による提出を受け、又は動愛法第35条第3項の規定により都道府県等が引取りの求めを受け、又は同法第36条第1項の規定により都道府県知事等（都道府県等の長をいう。）が通報を受けた動物について、迅速な返還を図るため、相互に情報を共有する体制を確保すること。

(2) 遺失届又は遺失に係る問合せを受けた動物について、迅速な返還を図るため、都道府県等との間で相互に情報を共有する体制を確保すること。

3 速やかな引渡し

動愛法第35条第3項の規定による引取りの求めを行った犬若しくは猫又は同法第36条第1項の規定による通報を行った負傷動物の都道府県等に対する速やかな引渡しを行うための具体的な連絡方法等を確保すること。

4 その他

その他動物の取扱方法に関し必要な事項を協議すること。

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・所有者不明の犬猫について、都道府県等に引取り義務があることを再度明確に周知していくことが重要ではないか。
- ・附帯決議8については、法の施行に当たり留意すべき事項であるから、その解釈については、法の規定する所有者不明の犬猫について都道府県等の引取義務を否定するものではなく、駆除目的に捕獲された猫についても、「やむを得ず引き取る際には、猫の所有者又は占有者を確認しつつ関係者の意向も踏まえた上で、引取り後に譲渡の機会が得られるよう最大限努める」ことを求める趣旨であり、譲渡の促進を求めるものであると解される。なお、駆除とは、その場から取り除くという意味であり、殺処分することを意味するものではない。
- ・所有者不明の犬猫について、成犬・成猫であること又は首輪・鑑札等が装着されていることなどから、成猫飼い主がいる可能性があることを理由にして引取りを拒否している自治体もあるが、飼い主のいる蓋然性が高くても、その所有者が特定できない場合には、自治体は当該動物を引き取った上で、返還・譲渡に努めることが必要であり、拾得者等に所有者がいないことを証明等させる運用は不適切であると考えられる。
- ・現状としては、法令上、上記の整理であるが、犬猫が引き取られず放浪していたとしても、当該犬

猫による人の生命、身体、財産や生活環境への被害が生じるおそれがないことが担保されるのであれば、何らかの措置ができないか検討。

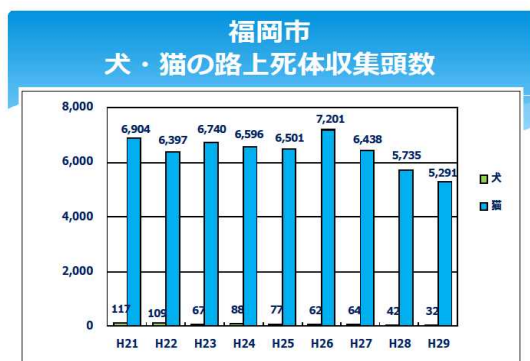
論点②への対応案

- 平成 18 年遺失物法改正において、動物の取扱いの適正化等の観点から、動愛法による引取りの対象となる動物については、遺失物法の適用を除外し、動愛法を優先適用することとされた。これは、専門的な保管施設・知識を有する職員の存在に鑑み、警察署よりも犬猫の取扱になれた自治体において引取り・保管を実施することが犬猫そのものの健康安全保持に資するものであり、かつ、所有者の利益の観点からも好ましいためである。

所有者不明の犬猫について、警察署に持ち込みがあった場合においても、動愛法を優先適用すること（3ヶ月以内に逸失者が判明しないとき又は逸失者が権利放棄したときに、拾得者が当該猫の所有権を主張する意思があり、動愛法の適用を望まない場合を除く）、警察が一時保管を行っている場合も自治体は速やかな引取りを行うこと等の徹底を図るため、警察庁とも連携しつつ、取組を検討。

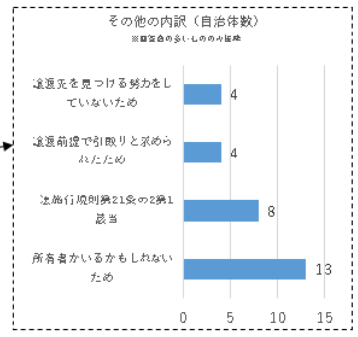
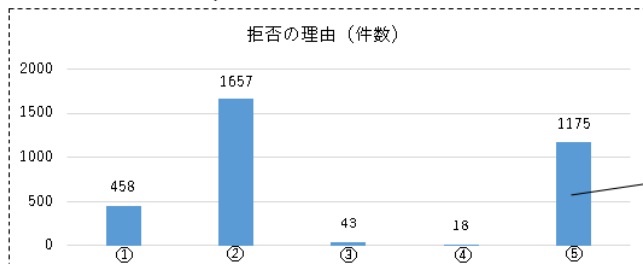
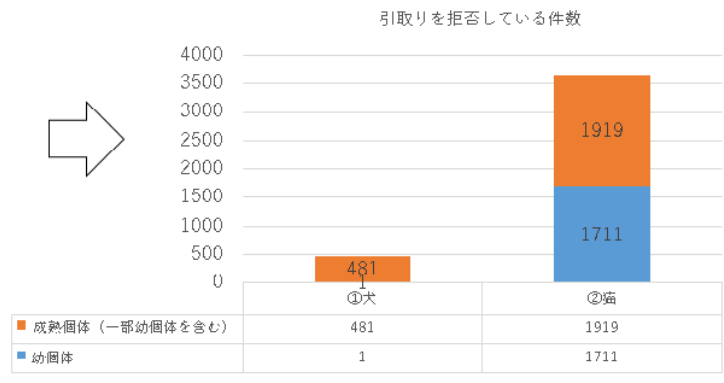
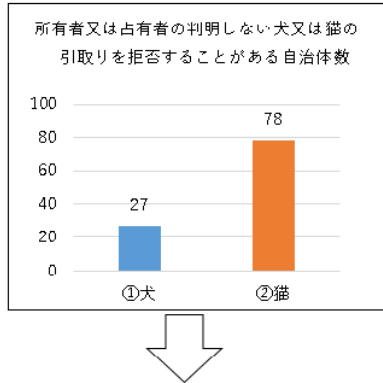
【関連データ類】

福岡市は、犬猫の路上死体の収集頭数を公表しており、猫は交通事故による死亡数が多いことがわかる。

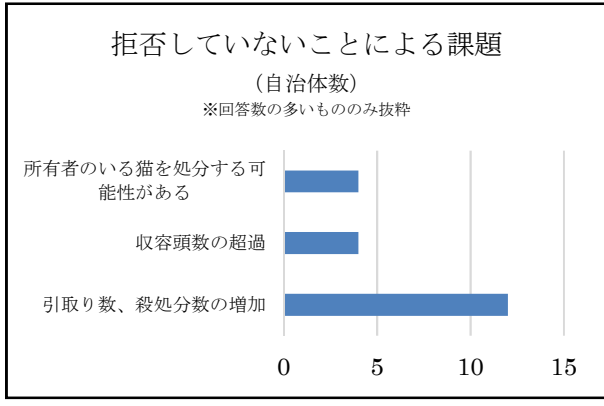
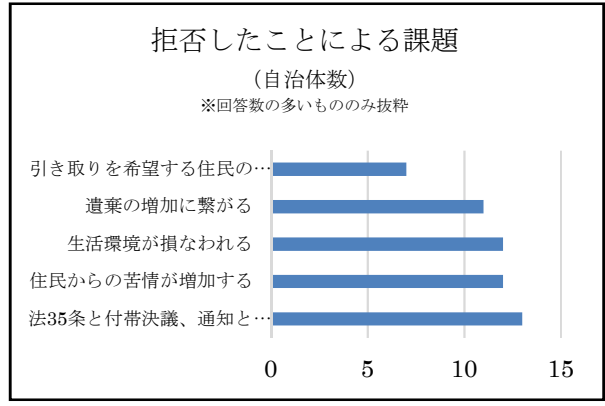


自治体による犬・猫の引取り①

(法附則第15項に基づく施行状況調査(平成28年度実績))
 調査対象: 115自治体(都道府県、政令市、中核市)



- ①「捕獲檻で捕獲された猫への対応について」(平成27年6月17日、争務連絡)があるから
- ②附帯決議で駆除目的に捕獲された猫の引取りは原則認めないとなっているから
- ③殺処分ゼロ目標等の達成のため
- ④条例に規定があるから
- ⑤その他



行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

2 殺処分と譲渡の考え方

(1) 殺処分ゼロ目標の考え方の再整理

- ・法第 35 条第 1 項及び第 3 項で引き取った動物の処分については、「犬猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成 18 年環境省告示第 26 号）において、処分として「所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする」と規定されている。
- ・前回の法改正では、法第 35 条第 4 項が追加され、殺処分がなくなることを目指して、自治体は、返還、譲渡の努力を行うことが規定された。
- ・前回改正以降、殺処分に対する批判が高まっており、一部の自治体では、殺処分ゼロを施策の目標としているところもあるが、様々な弊害が生じているとの指摘がある。

論点① 殺処分をなくしていくための取組（基本的な考え方、留意点）

- ・殺処分ゼロは、飼い主責任の徹底による遺棄・逸走・みだりな繁殖を防止し、引取り数を減らす取組を実施し、次いで、引き取った動物の返還・譲渡を促進した結果として、致死数を減らすことが重要。〔委員〕
- ・地域によって大きな差があり、全国一律に殺処分がなくなることを目指すのは実態にそぐわない。〔委員〕
- ・殺処分のあり方について、人口が多く協力者の多い東京都の取組を全国の模範にすることは困難。温暖な気候で、野犬や子猫がどんどん生まれている地域もある。全国動物管理関係事業所協議会において、全国のあり方としての本格的な議論が必要。〔委員〕
- ・無責任な餌やりもあいまって、野犬の子犬が数多く再生産されている地域等においては、中長期的な殺処分数を最小化するために、集中的な捕獲を実施し、成犬の生息数を短時間で減少させることが必要とされるが、実際には、捕獲が技術的に困難なことが多く、罠の破壊などの妨害を受けるケースも多い。こうした地域における捕獲のあり方について検討が必要。〔事務局〕

論点② 収容した動物の返還・適正な譲渡の推進と殺処分の考え方

- ・収容後の自然死や動物福祉の観点から殺処分せざるを得ないものは殺処分が必要であり、ゼロにはできない。こういった個体以外の個体（健康で性格もよく譲渡に適しているもの等）が譲渡できずに殺処分せざるを得ない状況をゼロにすることを目指すべき。〔委員〕
- ・殺処분을避けると、収容頭数の増加、飼養管理日数の長期化により、収容のキャパシティを超えるおそれがあるが、1 頭ごとの飼養管理の質が低下することは避けなければならない。〔委員〕
- ・イギリスでは、再び家庭にペットとして出すことのできる Rehomable な個体の殺処분을ゼロにすることを目指しているという。日本においても Rehomable な個体について譲渡を促進すべきと考えるが、数が多すぎると殺処分がありえるのではないかと（収容数が多すぎ、譲渡先が限られた自治体では、収容場所や費用の制約から動物の健康安全保持の観点から、やむを得ないケースもあるのではないかと）。〔事務局〕

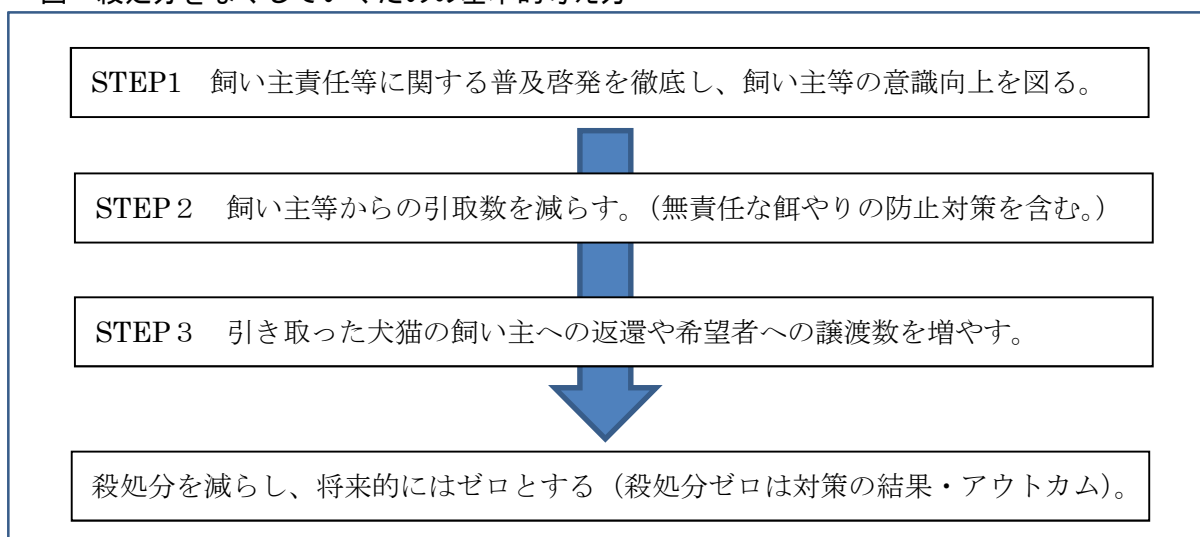
- ・殺処分、安楽殺、致死処分といろんな言葉が使われているが、これが混乱を招いている。例えば、野良犬はどうすべきかということが決まれば、殺処分にするのか全頭救うのかが決まる。欧米では人間社会に危険があるのであれば、もう殺処分していくという、すっぱりした考え方があると思う。どういう考え方をすれば良いのかが決まれば、言葉も自ずから決まるのではないか。〔委員〕

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・殺処分をなくしていくためには、まず、飼い主責任等に関する普及啓発の徹底による意識向上を図り、遺棄・逸走・みだりな繁殖の防止等を通じて、飼い主等からの引き取り数自体を減らすことが重要。その上で、引き取った犬猫の返還・適切な譲渡の取り組みを促進し、最大限殺処分を減らしていくプロセス全体を捉えて必要なあり方を考えるアプローチが重要。

図 殺処分をなくしていくための基本的考え方



- ・野犬の生息数が多すぎて、子犬の収容数が多い地域等では、中長期的にみた引取り数・殺処分数を大きく減少させる観点から、集中的に成犬の捕獲を実施し、再生産を大きく抑制することが必要となる場合もあることについて普及啓発を行う。この際、短期的には引取り数や殺処分数が増加してもやむを得ないこと、また、適切な捕獲技術の導入による捕獲の推進や無責任な餌やり禁止に係る普及啓発していくことが重要。

論点②への対応案

- ・現在、動物愛護管理行政事務提要の調査において、より詳細な状況把握と効果的な取組促進に向けて殺処分の内訳について以下の3区分の分類を試行している。殺処分を最大限減らしていくためには、今後、(2)に属する個体の返還及び適正な譲渡促進を積極的に進めていくことが重要。(1)及び(3)をゼロとすることは引取個体がゼロにならない限り現実的に不可能。
(1) 譲渡することが適切ではない(治療の見込みがない病気や攻撃性がある等)

- (2) (1)以外の処分
- (3) 引き取り後の死亡

動物愛護管理行政事務提要の「殺処分数」の試行的分類

<p>① 譲渡することが適切ではない（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等） <small>（定義）</small> 希望者又は愛護団体等に譲渡することが、同法第1条および第2条の趣旨に照らして適切ではない又は譲り受けた者が同法第7条第1項の責務を果たすことが極めて困難と自治体の獣医師が判断したため、殺処分を行った動物 <small>（例示）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ○負傷や病気等による苦痛が著しく、治療の継続又は保管が動愛法第2条の趣旨に反すると判断される動物 ・具体例：治癒の見込みが無い、負傷、重篤な病気又は重度の認知症の動物 ○狂犬病予防法第9条、第14条、第18条の2に基づいて取り得る殺処分 ○動物衛生又は公衆衛生上問題となる感染症等に罹患し、他の動物又は人への蔓延等を防止するために殺処分が必要な動物 ・具体例：パルボウイルス感染症、猫白血病又は猫後天性免疫不全症候群等の感染症に罹患している動物 ○重篤な病気、著しい障害等があり、譲渡が適切でないと判断される動物 ・具体例：毛包虫症による皮膚炎等難治性の重篤な疾病、著しい奇形 ○収容中及び譲渡後に人や他の動物に危害を及ぼす恐れが高い動物 ・具体例：飼い主等を再々咬んだ履歴を持つなど攻撃性のある動物 ○闘犬として使用又は訓練された犬で、人や他の動物に重大な危害を及ぼす恐れがある動物 ・具体例：土佐闘犬等
<p>② 分類①以外の殺処分 <small>（定義）</small> ①以外の理由により譲渡又は保管が困難である、と判断したため、殺処分を行った動物 <small>（例示）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ○①には該当しないが、適切な譲渡先が見つからない動物 ・具体例：軽度の疾病、怪我又は先天性疾患並びに高齢、大型又は人に馴染まないため、希望者が現れない動物 ○①には該当しないが、施設の収容可能頭数等の物理的制限により飼養が困難な動物 ○①には該当しないが、適切な飼養管理が困難な動物 ・具体例：大型で飼養管理が困難な犬又は哺乳等の適切な飼養管理を行うことができない幼齢の動物
<p>③ 引き取り後の死亡 <small>（定義）</small> 都道府県知事等が動愛法第35条第1項及び第3項に基づく引取り、狂犬病予防法に基づく抑留又は、条例に基づく収容を行った後、その運搬、飼養管理中に殺処分以外の原因で死亡した動物 <small>（例示）</small></p> <ul style="list-style-type: none"> ○病気または老衰により死亡した動物 ○事故により死亡した動物（具体例：闘争等） ○幼齢のため死亡した動物 ○死因不明の動物（具体例：輸送中の死亡等）

※なお、引き続き、(1)、(3)についても、数を減らしていくために引取り数を減らすための取組努力を継続するとともに、統計調査を継続し、毎年度データを公表する。

・殺処分数を減らすための取り組みについて

殺処分の区分	対応・取り組み
<p>(1) 譲渡することが適切ではない <small>（治癒の見込みがない病気や攻撃性がある等）</small></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・STEP3の譲渡により殺処分数を少なくしようとするのは困難。 ・STEP1やSTEP2の、飼い主の意識改革や無責任な餌やりの防止等により、引取り数を減少させること等により、結果として(1)に該当する動物の数を減少させることを目指す。 ・譲渡を行う場合には、通常の個体ではないことを十分に譲受者に説明の上で、適切に飼養管理できることを確認の上で譲渡することが必要。また、咬傷事故発生のおそれ等ある場合等は、譲渡せずに安楽殺させることも必要な選択肢となる。
<p>(2) (1)以外の処分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・STEP1、STEP2の取組によるほか、できるだけSTEP3の譲渡を促進することにより、優先的に殺処分数をなくしていく対象とする。 ・ただし、対象となる個体数が多すぎる場合などであって、譲渡先の確保が困難な場合には、この分類に属する個体であっても、過密状態による

	飼養環境の悪化を防ぐ観点等から一定の安楽殺がやむを得ない場合もある。
(3) 収容後の死亡	<ul style="list-style-type: none"> ・収容後に自然死する個体。 ・(1)と同様に、STEP1,STEP2 の、飼い主の意識改革や無責任な餌やりの防止等により、引取り数を減少させることにより、結果として(3)に該当する動物の数を減少させることを目指す。

※動物の殺処分を減らすために限られた人員・予算をどこまで投入して取り組むかについては、自治体ごとに議論・合意形成して判断していくことが必要。

- ・犬猫の引取りや収容に係る状況は地域によって大きく異なることから、殺処分をめぐる各自治体の判断については、その自主性を尊重することが重要。大都市部での例を、温暖で人の飼養下になく犬猫が繁殖しやすい地方や譲受希望者（動物愛護団体を含む）が限られた地方に一律に適用するのは適切でないと考えられる。

【関連データ類】

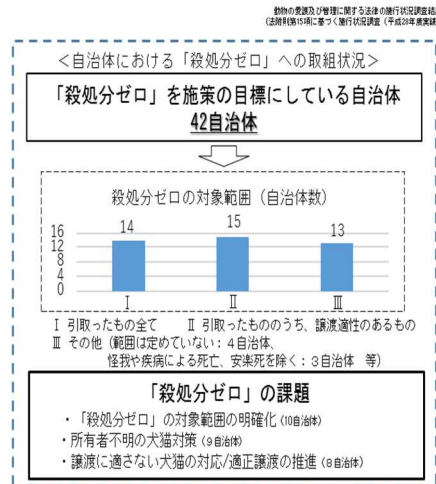
- ・動物愛護管理行政事務提要及び動物の愛護及び管理に関する法律の施行状況調査結果（法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績））

動物愛護管理行政事務提要の殺処分数の分類

	殺処分数			
	分類①	分類②	分類③	計
犬の処分数	4,174	5,223	917	10,424
幼齢個体(内数)	(279)	(1,474)	(190)	(1,943)
猫の処分数	12,161	25,856	7,557	45,574
幼齢個体(内数)	(5,485)	(18,957)	(5,212)	(29,654)

分類① 譲渡することが適切ではない（治療の見込みがない病気や攻撃性がある等）
 分類② 分類①以外の処分
 分類③ 引き取り後の死亡

動物愛護管理行政事務提要（平成28年度版）



行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

2 殺処分と譲渡の考え方

(2) できる限り苦痛を与えない殺処分の方法

- ・法第 40 条において、「動物を殺さなければならない場合には、できる限りその動物に苦痛を与えない方法によつてしなければならない。」と規定されており、「動物の殺処分方法に関する指針」（平成 7 年総理府告示第 40 号）において、「殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能及び肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。」と規定されている。
- ・自治体による犬猫の殺処分は、炭酸ガス装置による方法と麻酔薬の静脈注射等による方法の双方が用いられているケースが多いが、炭酸ガスによる殺処分について多くの批判が寄せられている。

論点① できる限り苦痛を与えない殺処分の方法として炭酸ガスは妥当か。

- ・安楽殺の手法について真剣に考える必要がある。各自治体において獣医師職員と獣医師会でしっかりと議論することが必要。〔委員〕
- ・炭酸ガスによる殺処分は、実験動物分野では、犬猫に対しても安楽殺の手法の一つとして適当と判断されている。一方で、多くの自治体において、炭酸ガスと麻酔薬による安楽殺が併用されており、個体の状況に応じて使い分けがなされているケースが多い。〔事務局〕
- ・現在、単に悪と考えられている炭酸ガスの安楽殺について、科学的・技術的な情報を提示することが必要。静脈内注射ができる場合はそうすれば良いが、保定をしたりすることが相当なストレスがかかる動物もいることを考慮して議論する必要がある。実施する人間の危険性もあることから、狂犬病発生のリスクを考慮すると、静脈内注射だけで本当に良いのかは疑問。〔委員〕

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・炭酸ガス自体は、適切な使用がなされるのであれば、現状でも安楽殺の手段として認められている手法であり、一律に使用が否定されるものではない。自治体施設における炭酸ガスの利用については、業務に当たる職員の安全性の確保や捕獲・保定を含めた安楽殺プロセス全体における動物の苦痛の軽減などを総合的に勘案して、各自治体において、適切な方法が採用されるべきものと考えられる。なお、近年、自治体施設における犬猫の殺処分の方法としては、麻酔薬の使用等、炭酸ガス以外の殺処分方法の採用が増加する傾向もあり、引き続き、背景事情を含め情報収集を行い、状況を注視していく。
- ・法第 40 条に規定される方法としてのできる限り苦痛を与えない殺処分の方法については、犬猫等の家庭動物以外の様々な動物も対象であり、時代背景と社会認識の変化や具体的な技術の進歩等に応じてそのあり方を整理することが求められており、その基本的考え方や具体的な手法について中長期的に再整理していくことが必要。その際、作業にあたる人間の危険性や心理面等にも十分

な配慮が必要となる。

【関連データ類】

- ・「動物の殺処分方法に関する指針（平成7年総理府告示第40号）」に殺処分方法について記載。

第3 殺処分動物の殺処分方法

殺処分動物の殺処分方法は、化学的又は物理的方法により、できる限り殺処分動物に苦痛を与えない方法を用いて当該動物を意識の喪失状態にし、心機能又は肺機能を非可逆的に停止させる方法によるほか、社会的に容認されている通常の方法によること。

- ・（公社）日本獣医師会作成の「動物の処分方法に関する指針の解説」（平成8年2月）において「愛がん動物（一般）」「愛がん動物（行政）」「展示動物」「実験動物」「産業動物」の処分方法について例示。

※「愛がん動物（行政）」については、行政機関が数多くの犬や猫を処分しなければならない現状等にかんがみ、行政における愛がん動物の処分について例示。

- ・自治体による犬猫の殺処分方法として、炭酸ガス（薬剤投与との併用を含む）による致死方法を行っている自治体数は、115自治体（都道府県、政令市、中核市）のうち、犬50自治体、猫52自治体。

動物愛護管理行政事務提要（平成29年度版）

致死方法	犬	猫
炭酸ガスのみ	11	13
炭酸ガス/薬剤投与併用	39	39
薬剤投与のみ	35	34

- ・実験動物については、別途、「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準（平成18年環境省告示第88号）」において、実験動物を殺処分する場合の方法等について記載。

第4 個別基準

1 実験等を行う施設

（2）事後措置

実験動物管理者、実験実施者及び飼養者は、実験等を終了し、若しくは中断した実験動物又は疾病等により回復の見込みのない障害を受けた実験動物を殺処分する場合にあっては、速やかに致死量以上の麻酔薬の投与、頸椎脱臼等の化学的又は物理的方法による等指針に基づき行うこと。

↓

- ・「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」（平成29年10月）では、化学的又は物理的方法等について例示を記載している。
- ・実験動物に関するその他のガイドラインとして、（公社）日本実験動物協会作成の「実験動物の安楽死処置に関する指針及びその解説」が知られている。

- ・海外の安楽殺に関するガイドラインでは、米国獣医師会の策定した「動物の安楽死処置に関する指針 2013 年版」AVMA Guidelines for the Euthanasia of Animals:2013 Edition >が知られている。本指針では、動物種ごとの安楽死処置の方法等について記載されている。

行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

2 殺処分と譲渡の考え方

(3) 譲渡の促進の課題（譲渡後のトラブルの防止、適正譲渡と言えるか否か）

- ・法第 35 条第 1 項及び第 3 項で引き取った動物の処分については、「犬猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成 18 年環境省告示第 26 号）において、処分として「所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする」と規定されている。また、この告示では、譲渡については「家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること」とされている。
- ・前回の法改正では、法第 35 条第 4 項が追加され、殺処分がなくなることを目指して、自治体は、返還、譲渡の努力を行うことが規定された。
- ・前回改正以降、殺処分に対する批判が高まっており、殺処分を避けるために、譲渡適性を考慮しない譲渡が行われ、咬傷事故の発生やその危険等が生じているとの指摘がある。また、十分な飼養管理能力のない団体に譲渡を行い、不適切な飼養管理状況となっているケースがあると指摘されるケースもある。

論点① 譲渡適性を考慮した譲渡の促進

- ・自治体が殺処分を避けることを優先するあまり、譲渡適性のない個体を譲渡しており、自治体が譲渡した犬による咬傷事故の発生やそのおそれ、また、団体譲渡した先の団体が譲渡困難犬を多く抱え込んで過密飼育により適性飼養が難しい状態になっているケースがあるとの指摘がある。こうしたトラブルは譲渡した自治体とは異なる自治体で発生することもある。自治体が譲渡に適さないと判断した個体の取扱いについては、どの程度まで全国的に方針を統一し、どの程度を各自自治体の裁量に委ねるべきか。〔事務局〕
- ・自治体等の譲渡講習会の徹底を図る。安易な譲渡は行わず、模範的な飼い主になってもらうための機会とする他、譲渡団体への支援策を検討。ライフスタイルにあった動物を選定することの必要性を説明する。動物愛護推進員等の協力による地域に根ざした啓発活動も重要。〔委員〕

論点② 自治体からの譲渡に際しての不妊去勢措置等の促進

- ・自治体によっては、適正飼養の確保の観点から、自治体からの譲渡時に、不妊去勢措置やマイクロチップ装着を行う取組が講じられているが、このような取組をどのように拡大していくべきか。〔事務局〕
- ・管理という言葉に含まれるかもしれないが、一言も、不妊去勢手術、繁殖制限について述べられていない。譲渡だけで殺処分を少なくするというのは無理な話。引取り拒否の理由にあたる繰り返して持ってくる人についても母猫を避妊してしまえば、子猫は生まれない。センターで不妊去勢されていない状態の動物が高密度で管理されると、攻撃性など様々な問題行動につながり、譲渡がどんどん不適になってしまう。欧米では一般的になっている譲渡前不妊手術を含む繁殖制限についてもっと議論すべき。〔委員〕

- ・前回改正により法第7条第5項に繁殖制限措置が動物の所有者の責務（努力義務）として追加されている他、別途、法制定当初から、犬猫の所有者に対しては、法第37条において、繁殖制限措置の努力義務が設けられていたところ。

論点③ 譲渡等の所有権に関連するトラブル防止

- ・法第35条第3項の所有者不明の犬猫の引取り規定は、遺失物法との整合性の確保が必要。譲渡後に元の飼い主から引渡しを請求される等の問題があるため、民法240条に、犬猫について2週間の公告期間後、所有者が判明しない場合、動物愛護センター（都道府県等）に所有権が移る、又は元の所有者の所有権が消滅するとの規定を追加すべき。〔委員〕
- ・民法上、遺失物法に従い公告した後3ヶ月以内に所有者が判明しないときは、拾得者が所有権を取得する（遺失物の遺失者（前の所有者）の所有権は3ヶ月で消滅する）。また、遺失物法においては、3ヶ月の公告期間中であっても、動物は保管に不相当な費用又は手数を要するものであるため、公告の日から2週間経過すれば、売却や売却できないときは処分を行って良いこととされている。（売却収益（動物を売却した代金から売却費用を除いたもの）がある場合は、当該収益を売却した動物とみなし、公告の日から3ヶ月以内に所有者が判明すれば、当該収益を所有者に返還。）ただし、犬猫については、動物愛護管理法第35条第3項の規定により自治体に引取りを求めるものは、遺失物法の適用除外であり、引き取った犬猫の取扱いについては動物愛護管理法が適用される。動物愛護管理法においては、公告手続きや所有権の取得・消滅に関する規定は明文化されたものはない。

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・一般飼養者に対する自治体からの犬猫の譲渡については、「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について」（平成18年環境省告示第26号）にあるとおり、家庭動物としての譲渡適性を判断した上で、適性があると認められるものについて譲渡を行うことを確認・周知徹底する。近年、民間団体の協力も得て、自治体の区域を越えた広域譲渡が進んできていることから、各自治体においては、譲渡した動物が全国のどの地域において、ペットとして飼養されることになるのかが分からないことを前提として、家庭動物としての適性の判断を的確に行うことが必要。
- ・譲渡にあたってのマッチング（譲受け人における犬猫の飼育状況（飼育能力、生活環境等の総合的な状況）と譲渡する犬猫の状況（種類、年齢、疾病の有無、攻撃性等の総合的な状況）を照らし合わせて、適正な飼育が継続可能な場合に譲渡を行うための、譲受け人と犬猫の適合性判断）等については、すでに各種のガイドラインを環境省において策定している他、各自治体においても独自の指針等が定められているところ。こうしたガイドラインや指針等に基づいた対応を実施していない自治体に対しては、適正譲渡を推進する観点から、地域の実情の違いに十分に配慮しつつ、各自治体において指針の策定等を検討するよう推奨する。
- ・家庭動物としての適性が認められなかった動物の譲受けを希望する団体等については、当該個体

を適切に飼養管理できるか否か、一般飼養者への再譲渡がありえるか否かなどについても十分に確認することとし、家庭動物としての適性のない個体は一般飼養者には再譲渡しないように求めることが必要。また、第二種動物取扱業者の届出のある場合は、遵守基準に基づいた適切な飼養管理を行うよう、指導監督を実施することが重要。

論点②への対応案

- ・自治体に対して、犬猫の譲渡にあたっては、原則として、不妊去勢手術の確実な実施を行うこととするを勧奨できないか。また、不妊去勢手術は、譲渡前に自治体側で実施しておくこととしつつ、例外的に、自治体施設に手術可能な設備・体制がない場合や譲渡個体が手術できる状況になかった場合等には、譲受者において、譲渡後の一定期間内に確実に不妊去勢手術の実施が確実となるよう担保措置を講じるべきではないか。なお、不妊去勢手術の促進に当たっては、譲受者から手数料を徴収することも選択肢であることを普及啓発（現在、犬猫の譲渡に係る手数料を徴収していない自治体も多い）。

論点③への対応案

- ・平成 18 年遺失物法改正において、動物の取扱いの適正化等の観点から、動物愛護管理法による引取りの対象となる動物については、遺失物法の適用を除外し、動物愛護管理法を優先適用することとされた。これは、専門的な保管施設・知識を有する職員の存在に鑑み、警察署よりも犬猫の取扱になれた自治体において引取り・保管を実施することが犬猫そのものの健康安全保持に資するものであり、かつ、所有者の利益の観点からも好ましいためである。
- ・平成 18 年改正時においては、当該改正以前においても、動物愛護管理法においては、もともと所有者不明犬等の引取りに関する規定が設けられ、所有者の所有権を制限していたものと考えられることから、遺失物法の適用が除外される結果、動物愛護管理法により自治体が引き取った犬猫については公告等の手続きが実施されないこととなることは、所有者の所有権を不当に侵害するものではないとされた。
- ・平成 18 年改正の後、国民における動物愛護の気風の変化により、平成 24 年動物愛護管理法においても、殺処分を減少させ譲渡を促進することが自治体の努力義務となったことを踏まえ、一層の譲渡促進に向けて、自治体の引き取った犬猫について、所有権の所在に関する疑義が生じないよう、何らかの措置が検討できないか。

【関連データ類】

③・民法（明治 29 年 4 月 27 日法律第 89 号）」に遺失物の取得について記載。

（遺失物の拾得）

第二四〇条 遺失物は、遺失物法（平成十八年法律第七十三号）の定めるところに従い公告をした後三箇月以内にその所有者が判明しないときは、これを拾得した者がその所有権を取得する。

・遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）、遺失物法施行令（平成 19 年政令第 21 号）において、遺失物・準遺失物の公告・売却／処分等の手続きについて記載。

➤ 遺失物法（平成 18 年法律第 73 号）

（定義）

第二条 この法律において「物件」とは、遺失物及び埋蔵物並びに準遺失物（誤って占有した他人の物、他人の置き去った物及び逸走した家畜をいう。次条において同じ。）をいう。

2～6 （略）

（準遺失物に関する民法の規定の準用）

第三条 準遺失物については、民法（明治二十九年法律第八十九号）第二百四十条の規定を準用する。この場合において、同条中「これを拾得した」とあるのは、「同法第二条第二項に規定する拾得をした」と読み替えるものとする。

（遺失者への返還）

第六条 警察署長は、提出を受けた物件を遺失者に返還するものとする。

（公告等）

第七条 警察署長は、提出を受けた物件の遺失者を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 物件の種類及び特徴

二 物件の拾得の日時及び場所

2 前項の規定による公告（以下この節において単に「公告」という。）は、同項各号に掲げる事項を当該警察署の掲示場に掲示してする。

3 警察署長は、第一項各号に掲げる事項を記載した書面を当該警察署に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、前項の規定による掲示に代えることができる。

4 警察署長は、公告をした後においても、物件の遺失者が判明した場合を除き、公告の日から三箇月間（埋蔵物にあっては、六箇月間）は、前二項に定める措置を継続しなければならない。5 （略）

（警察本部長による通報及び公表）

第八条 警視総監又は道府県警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件が貴重な物件として国家公安委員会規則で定めるものであるときは、次に掲げる事項を他の警察本部長に通報するものとする。

一 前条第一項各号に掲げる事項

二 公告の日付

三 公告に係る警察署の名称及び所在地

- 2 警察本部長は、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該都道府県警察の警察署長が公告をした物件及び他の警察本部長から前項の規定による通報を受けた物件に関する情報を、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(売却等)

- 第九条 警察署長は、提出を受けた物件が滅失し、若しくは毀損するおそれがあるとき又はその保管に過大な費用若しくは手数を要するときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。ただし、第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件については、この限りでない。
- 2 警察署長は、前項の規定によるほか、提出を受けた物件（埋蔵物及び第三十五条各号に掲げる物のいずれかに該当する物件を除く。）が次の各号に掲げる物のいずれかに該当する場合において、公告の日から二週間以内にその遺失者が判明しないときは、政令で定めるところにより、これを売却することができる。
 - 一 (略)
 - 二 その保管に不相当な費用又は手数を要するものとして政令で定める物
 - 3 前二項の規定による売却（以下この条及び次条において単に「売却」という。）に要した費用は、売却による代金から支弁する。
 - 4 売却をしたときは、物件の保管、返還及び帰属については、売却による代金から売却に要した費用を控除した残額を当該物件とみなす。

(処分)

- 第十条 警察署長は、前条第一項本文又は第二項に規定する場合において、次に掲げるときは、政令で定めるところにより、提出を受けた物件について廃棄その他の処分をすることができる。
- 一 売却につき買受人がないとき。
 - 二 売却による代金の見込額が売却に要する費用の額に満たないと認められるとき。
 - 三 前条第一項ただし書に該当するときその他売却をすることができないと認められるとき

➤ 遺失物法施行令（平成 19 年政令第 21 号）

第三条 (略)

- 2 法第九条第二項第二号（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める物は、動物とする。

(提出を受けた物件の処分の方法)

- 第四条 法第十条（法第十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による警察署長が提出を受けた物件の処分は、これを廃棄し、又はこれを引き渡すことが適当と認め

られる者に引き渡すことにより行うものとする。ただし、動物である物件の処分は、これを引き渡すことが適当と認められる者に引き渡し、又は法令の範囲内で同種の野生動物の生息地においてこれを放つことにより行うものとする。

2 (略)

- 3 第一項の規定にかかわらず、同項に規定する物件であって法第三十五条第二号から第五号までに掲げる物のいずれかに該当するものの処分は、国家公安委員会規則で定めるところにより、これを廃棄することにより行うものとする。

- ・「犬及び猫の引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置について（最終改正：平成 25 年環境省告示第 86 号）」に譲渡等の考え方について記載

第 3 保管、返還及び譲渡し

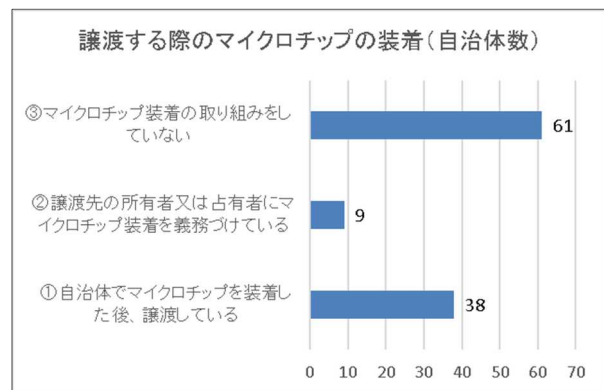
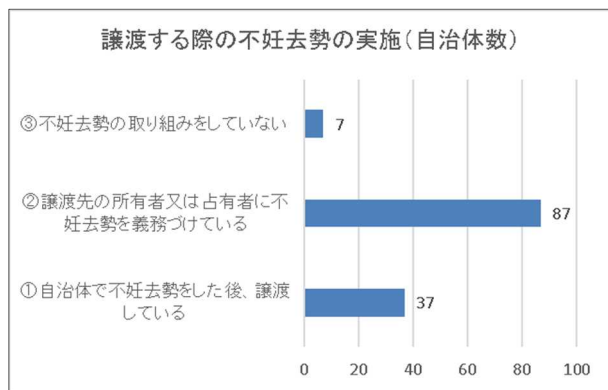
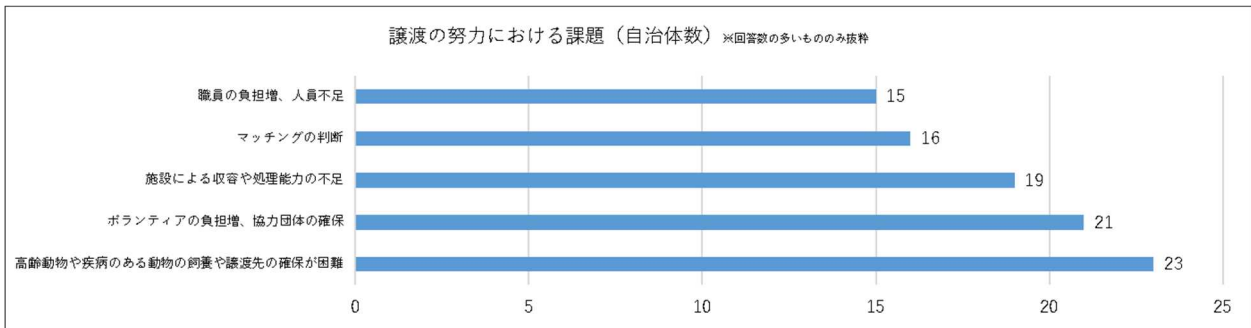
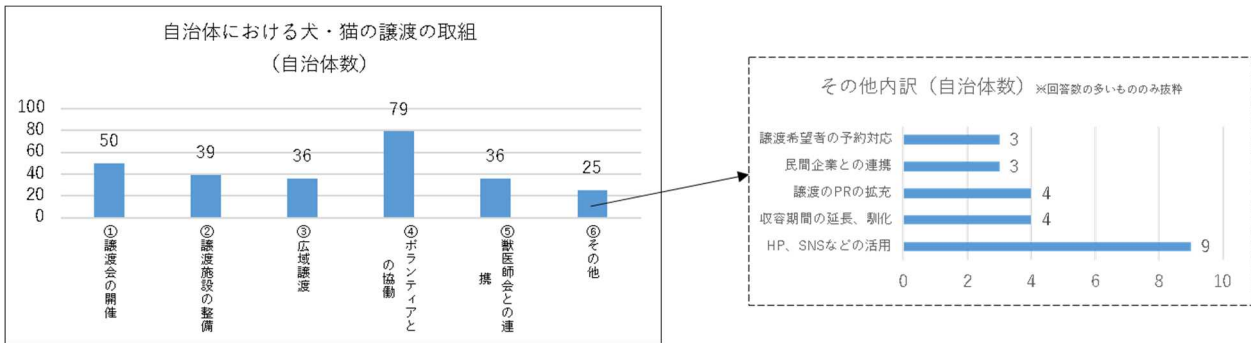
- 3 所有者がいないと推測される保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物について、家庭動物又は展示動物としての適性を評価し、適性があると認められるものについては、その飼養を希望する者を募集する等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。
- 4 保管動物の飼養を希望する者の募集は、近隣の都道府県知事等との連携を図りつつ、できる限り広域的に行うように努めること。この際、保管動物に関する情報の提供については、インターネット等の活用により広域的かつ迅速に行われるように努めること。
- 5 保管動物の譲渡しに当たっては、飼養を希望する者に対して事前に飼養方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢の措置が確実に行われるようにするための措置を講じるように努めること。また、飼養を希望する者が第二種動物取扱業に該当する場合にあっては、適切に届出がなされているか等について確認を行うこと。
- 6 施設における保管の期間は、できる限り、保管動物の所有者、飼養を希望する者等の便宜等を考慮して定めるように努めること。
- 7 保管動物の飼養を希望する者の募集、保管動物の譲渡し後の飼養の状況を確認するための調査等の業務については、必要に応じて動物愛護推進員、動物の愛護を目的とする団体等との連携を広く図りつつ行うように努めること。
- 8 保管動物の所有者及び飼養を希望する者の便宜を考慮して返還及び譲渡しを行う場所等の指定を行うとともに、それらについて周知に努めること。

第 4 処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養を希望する者への譲渡し及び殺処分とする。

- ・環境省の取り組み：譲渡支援のためのガイドライン（平成 18 年 3 月）、子犬と子猫の適正譲渡ガイド（平成 21 年 3 月）、動物の適正譲渡における飼い主教育（平成 23 年 3 月）、猫の適正譲渡ガイドブック（平成 25 年 3 月）を作成、自治体に配布。動物愛護管理行政事務提要の「殺処分数」の試行的分類（別紙）による調査を実施（平成 30 年度～）。

・動物愛護管理行政事務提要及び動物の愛護及び管理に関する法律の施行状況調査結果
 (法附則第15項に基づく施行状況調査(平成28年度実績))



行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

3 地域の実情を踏まえた自治体の施行体制のあり方

(1) 国と自治体の役割分担（地域の実情を踏まえた制度のあり方）

- ・動物愛護管理行政をめぐる国（環境省）と自治体の役割分担は、
 - ◇国が動物愛護管理基本指針を策定し、都道府県は動物愛護管理推進計画を策定
 - ◇国が各種基準（省令、告示等）を策定し、自治体がそれに基づき飼い主の指導や動物取扱業者、特定動物の飼養者に対する許認可・指導監督を実施
 - ◇国が引取りや殺処分の指針を示し、自治体が犬猫の引取りや処分（返還・譲渡・殺処分）を実施 等となっている。
- ・動物愛護管理行政の実務は自治体の自治事務であり、自治体の事務に対する国の関与は法令の規定による他は、技術的助言を行う。地域の実情や住民ニーズを踏まえて、法律の範囲内で、自治体が独自の判断により運用を行うことが原則。
- ・自治体による動物取扱業者への立入検査の実施頻度について一律義務を設けるべき、業者に対する各種基準について数値基準を設けるべきといった指摘がある一方で、地域の実情に応じた事務を自治体の実施できるよう、国による一律の義務化や基準の明確化には慎重であるべきとする指摘もある。

論点① 自治体に対する国の関与のあり方。国はどこまで自治体の業務の基準を定めるべきか。

- ・自治体毎の事情は様々であり、各々の自治体が解決すべき課題も多様。さらに解決するための政策手法についても、住民ニーズや関係者の状況等により多様な選択肢があることから、法令により一律に規定するのではなく、地域の実情に応じた取組を推進することが必要。〔委員〕
- ・（再掲）殺処分のあり方について、人口が多く協力者の多い東京都の取組を全国の模範にすることは困難。温暖な気候で、野犬や子猫がどんどん生まれている地域もある。〔委員〕
- ・各自治体には、法の遵守のために不可欠な取組（全国統一的な最低限の取組）を確保してもらう必要もあるが、地域住民との関係が密接である動物愛護管理行政を推進するにあたり、どこまでを国が担うべきか（定めるべきか）。〔事務局〕
- ・「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」を掲げて、最終的には殺処분을ゼロにする目標を環境省として掲げ、その結果として、自治体の担当者は板挟みになって苦しい思いをした。ところが動物愛護部会（第47回）資料は、公衆衛生や管理が優先と（断定的に）書いてある一方で、野犬や野良猫の数と殺処分は地域によって差があるのだから、自治体の自治事務だとしつつも、所有者不明の猫の引取り拒否に関しては法の趣旨に反していて好ましくないと指摘している。これでは、自治体はどっちにむかって仕事をして良いのか悩んでしまう。思い切って、自治事務なのだから、環境省にクレームがあっても、自治体に任せていると自治体の担当者を突き放してもよいと思う。自治体の担当者は、首長や地方議会とともに、地域のルールを作っていく勇気を持つべきだし、（国は）それを積極的に支援して、はしごを外すことがないようにしてほしい。〔委員〕
- ・環境省が何をなすべきかが示されていない。環境省の役割については、愛護団体によって主

張が異なり、全国統一基準を作るべきという団体もあれば、地域毎の草の根が大事という団体もある。自治体の担当者も逃げ口上で、環境省がルールを作ってくれないから動けないと言ったり、あるいは、環境省は分かっていないと言ったりして、周りみんなが環境省に期待したり、批判したりで、環境省の立ち位置も定まっていない。自治体の役割と国の役割、環境省はどこに軸足を置くのかということも、私たちは議論していかないといけない。〔委員〕

- ・環境省には、是非、自治体同士の情報共有、施策の情報交換の場を設けてほしい。〔委員〕
- ・適正飼養を進めるのに、表現を少し軟らかくしながら、そこでの裁量の幅を与えるのが自治体。環境省でこれが絶対というのは、本当に最低基準にしておいて、あとは自治体毎の裁量の余地を認めてあげるべき。〔委員〕
- ・動物愛護センターにおける動物愛護に係る教育・普及啓発の取組を推進することが必要ではないか。〔事務局〕

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・動物愛護管理法の仕組み、国（環境省）の役割、自治体の役割について、その法制面や実務面も含めた実態があまり認知されていないことから、環境省は、動物愛護管理行政における国、自治体双方の事務の役割分担について分かりやすく説明する等、更なる取組みや周知を図る。
- ・動物の愛護と管理をめぐる課題は、地域によって大きく異なる上、投入できる行政リソース（人員、予算）も自治体によって大きく異なることから、法遵守のためにナショナルミニマムとして最低限全国統一的に措置する必要がある事項を政省令・ガイドライン等で示すことが国の役割であり、実際の法令の運用は、自治体の自治事務であり、地域の実情や住民ニーズを踏まえた数多の課題に優先順位を付けながら取り組むものであることを再確認。（自治事務に関する国と地方の役割分担。）
- ・このため、ナショナルミニマムとして、新たに全国統一的に示しておくべき事項があれば、優先度に応じて順次その具体化に向けて検討を行うとともに、現行制度の中に、地域の実情に照らした場合に、全国一律の運用としていることが不適切という事項があるならば、より自治体の自主性を高められるように必要な措置を検討する。
- ・環境省は、自治体が自治事務としての施策を推進しやすくなるよう、各種ガイドライン・基準の解説書の作成、自治体職員のスキル向上のための研修会や情報共有のための会議の開催等を行い、自治体に対する技術的な支援を行う。

【関連データ類】

- ・環境省による自治体職員に対する研修の実施状況

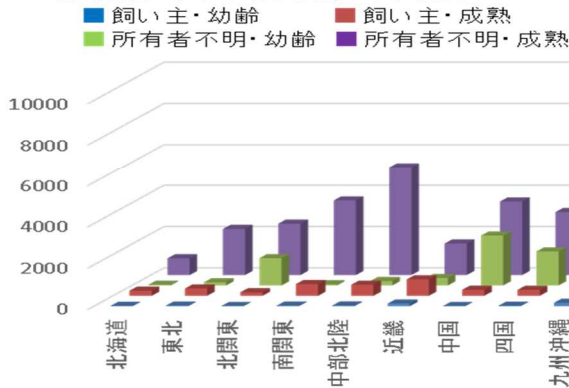
動物愛護管理研修：毎年1回

適正飼養講習会：16自治体、22回、適正譲渡講習会：22自治体・25回（平成25年度～）

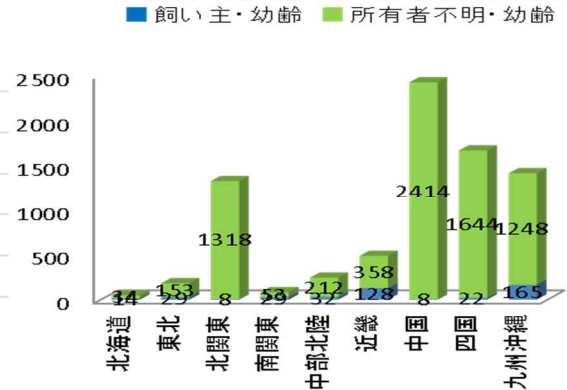
動物虐待等科学的評価研修会：毎年1回（平成29年度～）

・地域別の犬猫の引き取り数

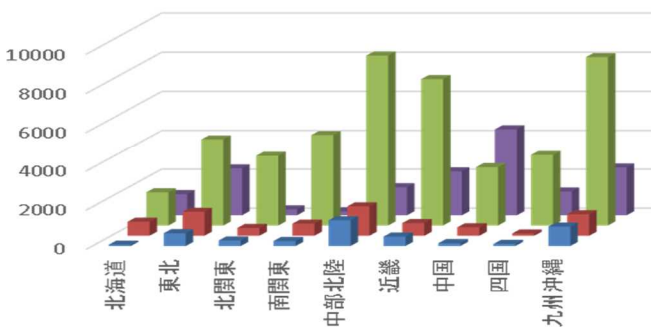
地域別・犬の引取数の内訳



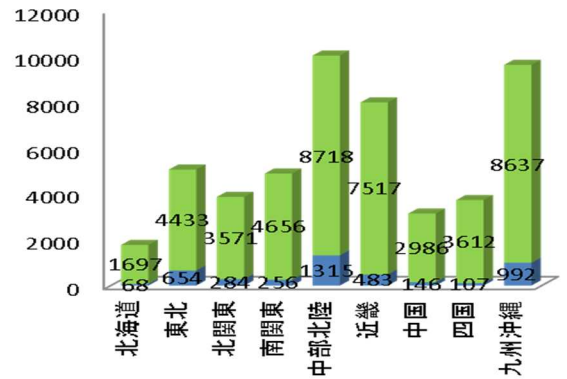
地域別・幼齢犬の引取数の内訳



地域別・猫の引取数の内訳



地域別・幼齢猫の引取数の内訳



(動物愛護管理行政事務提要 平成 29 年度版)

犬猫の地域ブロック別引取り状況

全国9ブロック（関東は北関東（茨城、栃木、群馬）と南関東（埼玉、千葉、東京、神奈川）に二分）の自治体での、飼い主からの犬猫の引取り数及び所有者不明の犬猫の引取り数を、成熟個体と幼齢個体にかけて集計したもの。ブロックによって引取りの状況は大きく異なる。

例えば、この中で、所有者不明の犬の幼齢個体の引取りは、そのほとんどがいわゆる野犬（野良犬）の子犬の保護であり、こうした個体が多い地域では野犬が繁殖し、世代交代を繰り返していると考えられる。東京や大阪などの大都市部では、野犬は見られなくなったが、北関東と中国、四国、九州地方には数多く生息していることが読み取れる。野良犬や野良猫の生息状況も地域によって大きく異なることから、動物愛護管理行政は、東京等の大都市部を基準として、全国一律の対応を講じることは困難であり、地域の実情に応じた対策を講じていくことが大切である。

行政機関が果たすべき役割、行政機関と民間との連携のあり方

3 地域の実情を踏まえた自治体の施行体制のあり方

(2) 行政とボランティア・民間団体等の連携と役割分担

- ・今日、動物愛護管理の現場において、ボランティアや民間団体の役割が非常に大きくなってきており、自治体が引き取った動物の譲渡活動にあたって大きな役割を果たしているケースが多い。一方で、地元の動物愛護団体と良好な連携協力や体制を築けていない自治体や、住民ニーズに応じた対応を取ろうとした自治体が地域外の愛護団体から批判を受けるといった例もみられる。
- ・動物愛護管理法では、法第 38 条に、民間ボランティアである個人を対象とした動物愛護推進員を自治体が任命する制度が設けられており、推進員の業務内容は、①犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。②住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。③犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。④犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。⑤災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。となっている。

論点① 愛護団体の役割、活動の留意点

- ・動物愛護のボランティア活動についても記載すべき。動物をシェルターで飼育する、地域猫のマネジメントを行う、普及啓発や情報発信などで飼い主のマナーの底上げをしている、災害時のサポートをしているなど多様なボランティアの類型がある。こうしたボランティアの共通しているのは、動物を愛して守りたい気持ちをもっていることだが、この人たちが感情的になってしまえば、冷静な制度論や政策論ができなくなる。動物愛護のNPOやボランティアの役割について、感情論や精神論を乗り越えて、知識を得るべく勉強する必要があることを明示的に示すべき。こういうふうに変えれば、逆に裏目に出るかもしれない、副作用があるかもしれないというところまで愛護団体の方が考えてくれるようになることが大切。ボランティア団体の役割、知識の底上げについて厚く書いた方がよい。〔委員〕
- ・平成 30 年 3 月に策定した「人とペットの災害対策ガイドライン」の検討に際して、災害時に活動を行うボランティア団体等の行動規範や活動ルールを明確化していくことが必要と指摘された。これは、様々な団体がそれぞれの思いで被災地に乗り込み、独自の活動を行うことで混乱がもたらされたため、一定の行動規範を明確化し、遵守すべき活動ルールを明示していく必要があるため。〔事務局〕

論点② 愛護団体・民間団体の調整役としての環境省等の役割

- ・保護団体の横のつながりが極めて弱い。個々にはすごくいいことをやっているが、横のつながりがないので、社会に訴える力が非常に弱いし、効率も悪い。その横のつながりを作るの

は、私設の団体では難しいので、公的な団体が音頭取りをやっていかないと難しい。環境省か、獣医師会か、そういったところが音頭取りをしないと、保護団体の横のつながりを作るのは難しいという実感がしている。そういった視点にたった取組も必要。〔委員〕

- ・ステークホルダーミーティングを実施することが、愛護団体、繁殖業者、売る側も自治体も飼い主も全員が喧々囂々となるかもしれないが、ある程度、意見調整をしながら、お互いやお互いの文化について理解するという意味で非常に大事。これは、おそらく環境省のようなトップで本当に我々の管轄だといっているところがやらないと多分成り立たないと感じる。〔委員〕

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・基本指針は、国の施策推進に関する基本的な方向や、都道府県が推進計画に盛り込むべき事項等について記載するものであり、民間の動物愛護団体等の役割については従前より明記してきていない。今後、動物愛護管理の分野では、行政ではなく、民間団体が主体となって果たしていくべき役割も大きいことから、民間団体の活動のあり方やその支援のあり方についても幅広く検討対象としていく。

論点②への対応案

- ・自治体レベルでは、法第 39 条の協議会の場合などを通じて、地域の民間団体の束ね役として自治体が重要な役割を果たしているケースもみられる。地域レベルでの取組では、自治体が束ね役となるのが望ましい。
- ・一方、全国レベルでのステークホルダーの意見交換、協議の場の設定となると環境省の役割も想定されるが、ボランティアや動物愛護団体は連携が十分に取られておらず、全国的に愛護団体の立場を代表する組織が見られないのが現状。ステークホルダーミーティングの開催については、その必要性や位置付け・枠組みや役割、想定される効果など共通認識に向けた整理が必要であり、時機を見極めつつ必要に応じ検討する。

【関連データ類】

(参考条文)

○ 動物愛護推進員

第 38 条 都道府県知事等は、地域における犬、猫等の動物の愛護の推進に熱意と識見を有する者のうちから、動物愛護推進員を委嘱することができる。

2 動物愛護推進員は、次に掲げる活動を行う。

- 一 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の重要性について住民の理解を深めること。
- 二 住民に対し、その求めに応じて、犬、猫等の動物がみだりに繁殖することを防止するための生殖

を不能にする手術その他の措置に関する必要な助言をすること。

三 犬、猫等の動物の所有者等に対し、その求めに応じて、これらの動物に適正な飼養を受ける機会を与えるために譲渡のあつせんその他の必要な支援をすること。

四 犬、猫等の動物の愛護と適正な飼養の推進のために国又は都道府県等が行う施策に必要な協力をすること。

五 災害時において、国又は都道府県等が行う犬、猫等の動物の避難、保護等に関する施策に必要な協力をすること。

○ 協議会

第 39 条 都道府県等、動物の愛護を目的とする一般社団法人又は一般財団法人、獣医師の団体その他の動物の愛護と適正な飼養について普及啓発を行つている団体等は、当該都道府県等における動物愛護推進員の委嘱の推進、動物愛護推進員の活動に対する支援等に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができる。

飼い主責任のあり方

1 適正飼養と不適正飼養

<背景・経緯と社会認識の推移>

- ・適正飼養の基本的考え方を示すべきとの指摘は多い。その具体的な内容は数十年前から議論されているが、なお曖昧なままであると指摘される。
- ・法第7条各項に飼養保管に関する動物の所有者等の責務が規定されているが、昭和48年の法制定当時から設けられているのは第1項の主旨のみである。当時は、動物の保護に関するものとして「動物の健康と安全の確保」と、動物の管理に関するものとして「動物による人の生命・身体・財産に害を加えないこと、他者に迷惑をかけること」が定められていた。第1項は、平成24年の法改正で、動物の管理に関する事項として「動物による生活環境保全上の支障の防止」等が加えられている。
- ・それに加えて、平成11年以降の数次の改正で第2項以降の各項が追加されており、上記に加え、飼い主の責務として、「動物の感染性疾病の予防」、「逸走防止措置」、「飼養・保管目的達成に支障を及ぼさない範囲での可能な限りの終生飼養」、「繁殖管理措置」、「所有明示措置」が規定されている。
- ・法制定当時、本法の略称は「動物管理法」、「動管法」であった。法制定当時から、適正飼養が要求される根幹として、飼養する動物により人の生命・身体・財産の被害や近隣に迷惑を与えないこと、つまり動物の管理の視点が強く意識されていたものと考えられる。

論点① 終生飼養の概念の適正な理解

- ・終生飼養という言葉は、「飼い主がその所有する動物が亡くなるまで飼養しなさい」と法律では書かれているが、（所有者が適切に飼養することが困難となり犬猫の引取りを求めた場合に）そのことで、自治体による引取り拒否があったり、引取り拒否されたことによるネグレクトの方に向かってしまう。引取り業という新しい業が出てきたのも、終生飼養という言葉の影響が大きい。終生飼養の終生とは、飼い主ではなく、動物にかかるのではないか。飼い主が変わっても、動物が終生きちんと管理されれば構わない。「殺処分ゼロ」と同様に「終生飼養」という言葉が何か弊害をもたらしているのではないか。〔委員〕（再掲）
- ・終生飼養という言葉が、エキゾチックアニマルではものすごいギャップが生じてしまう。リクガメや大型のヨウム類は非常に長生きをする。終生飼養という言葉と、エキゾチックの飼育のギャップをどう縮めていくか、どう対応していくのか、今後、エキゾチックが増えていく傾向があるのであれば、何か手立てを考えなければいけない。〔委員〕
- ・終生飼養については、キャリアチェンジ（飼い主変更）も、それがいいというわけではないかもしれないが、認めましょうというスタンスがあれば、もう少し寛容になっていけるのではないか。〔委員〕

論点② 適正飼養の判断基準の提示／不適正な飼養管理の具体的な例示

- ・適正飼養とは何かというメルクマールをどこかで出す必要がある。その動物の医・食・住がどうなっているのか（医とは医療の意味）。医・食・住がきちんとしているというのが適正飼

養の最低限必要なことではないか。こういうことを整えるのが適正飼養ですよということの、ミニマムでも良いから示していく必要があるのではないか。〔委員〕

- ・適正飼養を進めるのに、表現を少し軟らかくしながら、そこでの裁量の幅を与えるのが自治体。環境省でこれが絶対というのは、本当に最低基準にしておいて、あとは自治体毎の裁量の余地を認めてあげるべき。〔委員〕（再掲）
- ・高齢者の方が、自分のライフステージ、これからどういう生活なのかによって、あえて動物は飼わないという、勇気ある決断をすることも必要。高齢者に限らず、いろんな年代の方が、自分のライフスタイルや家族構成、ライフステージによって、どういう動物を選ぶべきか、もしくは飼わないという決断もあるのではないか。そのことを飼い主責任の一つとして追加すべきではないか。〔委員〕
- ・不適正な飼養の内容が分かりにくいいため、吠え癖、悪臭、衛生害虫の発生、毛・羽毛等の飛散等近隣の生活環境被害を生じさせる行為を具体例として明確化してはどうか。〔事務局〕

論点③ 不適正な飼養管理に対する対策の強化

- ・不適正な飼養の問題は、個人の飼い主の責務に留めておいて良いのか。多頭飼育の場合でなくとも、不適正な飼養を行わないことを飼い主の義務とする、もしくは、自治体による指導や勧告・命令の対象にするような措置が必要ではないか。〔委員〕
- ・飼う前の講習会の受講を飼い主に義務付けるべきではないか。〔委員〕
- ・近隣の生活環境に被害を出しているような場合に、法で飼育頭数の規制を行えるようにすべきではないか。〔委員〕（再掲）
- ・不適正飼養者への対応に関する自治体職員向けの対応ガイドラインの作成が必要。〔委員〕

論点④ 飼い主のいない野良犬・野良猫への餌やり行為の取扱

- ・動物愛護管理法第7条では、動物の所有者と占有者に対する責務（努力義務）を課している。一方、所有者不明の犬猫のうち、いわゆる野良犬・野良猫については、近隣住民等により餌付けされている個体が多くみられるが、これらの動物には所有者も占有者もないとされている。各地において、餌付けされた犬や猫による生活環境被害等の発生が大きな課題となっている。〔事務局〕
- ・栄養価の高いペットフード等を用いた餌付け行為は、犬猫の生存率（寿命）や繁殖率を高め、自治体に引き取られる動物を再生産する負の効果をもたらしている。このことから、環境省は、不妊去勢をしていないなど動物の管理が行われていない地域において、無責任な餌やりを行わないように普及啓発してきているところ。一方で、餌やり行為を単純に禁止等すると、人目につかない時間帯に餌やりが行われるなど状況が把握困難になり、動物の管理施策上、逆効果をもたらすとの指摘もある。無責任な餌やりは、近隣住民の生活環境保全上大きな課題である一方、意見の対立のある大きな課題となっている。〔事務局〕

【対応の方向性】

論点①の対応案

- ・法第7条第4項の「できる限り、その動物が命を終えるまで適切に飼養すること」の努力義務については、動物が命を終えるまで飼養する努力を求めるものであるが、これは現在の飼い主が最後まで責任をもって飼育することの重要性を前提としつつも、所有者の変更を認めないものではない。(所有者(飼い主)は飼い始めたらどのような場合においてもその所有する動物が死亡するまで飼養を継続する、との趣旨ではない。)現在の飼い主が適切に飼養管理できない場合には、譲渡等により、新たな飼い主が適切に飼養することも、終生飼養の趣旨に適合するものである。この観点から、自治体が、引取りを求めた飼い主が家庭動物としての目的で適切な飼養管理を継続できない状況にあると考えられる場合において、飼い主から犬猫を引き取ることは、「法第7条第4項に趣旨に照らして」否定されるものではない。(再掲)
- ・なお、動物がその生を終えるまで、という定義には、治癒の見込みのない病気などの場合において、動物病院などにおいて安楽殺により動物が生を終える場合も含むと解する。(再掲)
- ・終生飼養の適正な理解について、所有者や自治体など関係者における共有が進むよう、普及啓発に努める。

論点②の対応案

- ・適正飼養の望ましい姿については、市販のガイドブック等にも多くの例が示されているところ。地域によって動物の飼養管理の状況が大きく異なる中、国が定める適正飼養は、ナショナルミニマムな判断基準づくり(法の遵守に不可欠な必要最小限の基準)であり、地域の実情を踏まえた適正飼養のあり方は、それぞれの自治体において判断し、住民に提示されることが望ましい。
- ・ナショナルミニマムな判断基準とは、これを下回ると不適正な飼養管理であるとの基準である。適正飼養の判断基準については、可能な範囲において細分化・明確化した基準とし、不適正な飼養管理の具体例とともに、ガイドライン等で提示することを検討する。(不適正な飼養管理の具体例は、典型例の列挙であるため、該当しない場合であっても、適正飼養基準を満たさない場合がある。)なお、何を適正/不適正な飼養管理と捉えるかも、時代とともに価値観の変化が生じることにつき、留意が必要。
- ・また、動物を飼養開始する前に、自らのライフスタイルなどを熟慮し、適切に飼養の可否や飼養する動物の種類を判断することの重要性について、ガイドライン等に記載するなど、広く普及啓発することも必要。

論点③の対応案

- ・一般の飼い主(動物の所有者等)が、不適正な飼養管理を行わないことをどのように確保するのか、対応案について、政策としての必要性、手段としての合理性等の観点から検討が必要。
- ・当面、自治体が行政指導等の際に、一般の飼い主等が理解しやすい説明ができるよう、論点②の対応案(適正飼養の判断基準等を示すガイドライン等の検討)の検討の動きも踏まえつつ、「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」の改訂等を通じて、不適正な飼養管理とは何かを示し、一般飼い主による動物の飼養管理の水準の向上に努める。

論点④の対応案

- ・生活環境被害の防止や、不安定な環境で生存する子犬猫の発生防止（野良犬猫の再生産の防止）による犬猫の健康安全保持の観点から、所有者や占有者のいない犬猫に対する無責任な餌やり行為は行うべきではないことについて普及啓発を一層進める。一方で、条例等により餌やりを禁止した場合に、餌やり行為自体が深夜に移行するなどして実態把握が困難になる事例も多くみられるとのこと。このため、餌やり行為を行うことが許容される場合について、その要件を具体的に示していく等により、より好ましい方向に誘導することが考えられる。
- ・例えば、地域において管理の枠組み等について合意形成の上で、特定の者・団体が計画的に、給餌、排泄物の処理、不妊去勢（TNR）等を適切に実施しながら、地域に現存する猫について、当該猫の一世限りの命が終えるまでの間、個体群を管理する（いわゆる地域猫活動）地域もある。猫への餌やりを継続したい場合は、そうした取組への移行が重要であることの普及啓発を行う。一方、犬については、狂犬病予防法第6条で鑑札を着けていない所有者不明の犬は抑留しなければならないとされており、不妊去勢後リリース（TNR）といった措置が不可能であることから、捕獲以外では、無責任な餌やり禁止に係る普及啓発により対応すべきか。

【関連データ類】

○適正飼養とは何か

- ・「家庭動物の飼養及び保管に関する基準」の第1 一般原則で示されている飼養管理の規定。
 - 1 所有者等は、家庭動物等の適正な飼養及び保管に責任を負う者として、動物の健康及び安全を保持しつつ、その動物の生態、習性及び生理を理解し、愛情をもって取り扱うとともに、終生飼養するよう努める。（動物自体の適切な飼養）
 - 2 所有者等は自己の責任下にある家庭動物等が、人の生命、身体又は財産を侵害し、及び生活環境を害することがないように責任をもって飼養及び保管に務める。（動物の適切な管理）

○民法における動物の占有者等の責任

- ・民法第718条では、動物の占有者や管理者に対する損害賠償責任等が規定されている。野良犬や野良猫への餌やりについては、どのような場合に当該規定が適用されるかは明確ではない。（なお、近隣の生活環境被害が生じるおそれがあることを認識しながら野良猫への餌やりを継続した住民に対して、民法第709条の不法行為を認定し、損害賠償請求を認めた判例あり。）

○狂犬病予防法

- ・第4条 犬の所有者は、犬を取得した日（生後90日以内の犬を取得した場合にあっては、生後90日を経過した日）から30日以内に、厚生労働省令の定めるところにより、その犬の所在地を管轄する市町村長（特別区にあっては、区長。以下同じ。）に犬の登録を申請しなければならない。ただし、この条の規定により登録を受けた犬については、この限りではない。

2～6（略）

- ・第5条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならない。

2～3（略）

- ・第6条 予防員は、第4条に規定する登録を受けず、若しくは鑑札を着けず、または第5条に規定する予防注射を受けず、若しくは注射済票を着けていない犬があると認めたときは、これを抑留しなければならない。

飼い主責任のあり方

2 虐待・遺棄等の対応強化

- ・虐待・遺棄等への対応強化のため、前回の法改正において、法第44条第2項の動物虐待罪について、主にいわゆるネグレクト（飼育懈怠・放棄）の行為が例示として追加された。（積極的な虐待行為の例示は酷使、拘束が挙げられている。）また、同条第3項の遺棄罪については、具体的な例示は示されていない。
- ・動物虐待罪の保護法益は、動物愛護の気風という良俗の保護（社会的法益）であり、時代における動物観の違い等により何を虐待として処罰すべきかの可罰判断が異なることがあるのではないか。

論点① 動物虐待や遺棄にあたる行為の明確化。

- ・動物虐待・遺棄罪は、構成要件の外延が曖昧であるため、処罰範囲の明確化及び動物の健康と安全の確保の観点から、動物虐待・遺棄に当たる行為を可能な限り例示として明確化することが有効ではないか（具体的に虐待・遺棄に当たる行為全てを網羅的に例示することは困難である旨留意が必要）。〔事務局〕

論点② 動物虐待の科学的知見に基づく客観的な評価の在り方

- ・虐待行為を客観的証拠により立証する必要があるため、動物虐待の科学的な評価を可能にするための調査研究や人材育成が必要ではないか。〔事務局〕

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・動物虐待や遺棄罪について、施行上の判断がより明確になるよう具体的な例示を示すことを検討する。
- ・どのような行為が虐待・遺棄罪等に該当するかも含め、引き続き、警察等との連携強化を図り、動物の遺棄・虐待防止に向けて普及啓発を実施。

論点②への対応案

- ・平成29年度より、自治体の獣医師職員が動物虐待を見極めるための能力を向上させるため、「動物虐待等科学的評価研修会」を開催しているところ。引き続き、自治体職員の人材育成を実施。
- ・平成30年度より、自治体及び動物病院における犬猫の虐待疑い事例や不審死事例の収集、解析を実施する予定。これらにより、より科学的・客観的に動物虐待を評価する際の根拠となるデータ収集を行う。
- ・個別の虐待事案について、動物虐待に係る科学的知見を活用し、虐待と思われる事例を発見したときは、自治体職員は、警察への速やかな通報等、警察と連携して適切な対応を行うことについて周知を図る。

【関連データ類】

○動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）

第四十四条 愛護動物をみだりに殺し、又は傷つけた者は、二年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

2 愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待を行つた者は、百万円以下の罰金に処する。

3 愛護動物を遺棄した者は、百万円以下の罰金に処する。

4 （略）

○動物虐待の例示

「飼育改善指導が必要な例（虐待に該当する可能性、あるいは放置すれば虐待に該当する可能性があると考えられる例）について」（平成 22 年、各都道府県等主管部局長宛、環境省自然環境局総務課長通知、環自総発第 100205002 号）

○動物の遺棄の例示

「動物の愛護及び管理に関する法律第 44 条第 3 項に基づく愛護動物の遺棄の考え方について」（平成 26 年各都道府県等主管部局長宛、自然環境局総務課長通知）

○動物の愛護及び管理に関する法律 第 6 章 罰則

第 44 条 第 1 項 愛護動物のみだりな殺傷 2 年以下の懲役又は 200 万円以内の罰金

第 44 条 第 2 項 愛護動物の虐待 100 万円以内の罰金

愛護動物に対し、みだりに、給餌若しくは給水をやめ、酷使し、又はその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、又は保管する愛護動物であつて疾病にかかり、又は負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設又は他の愛護動物の死体が放置された施設であつて自己の管理するものにおいて飼養し、又は保管することその他の虐待

第 44 条 第 3 項 愛護動物の遺棄 100 万円以内の罰金

○動物虐待事犯の検挙事件数（警察庁「平成 29 年における生活経済事犯の検挙状況等について」）

平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
36 件	48 件	56 件	62 件	68 件

○地方自治体あての通知（上記2つの例示に関する通知以外）

- ・愛護動物の捕獲にあたり、とらばさみを使用することは動物愛護管理法違反となる可能性が高いことから、鳥獣行政担当部局と連携した住民への周知や警察と連携した適切な対応を依頼する通知。（平成29年10月「とらばさみによる違法捕獲防止の推進について」）

○警察庁との連携

- ・警察庁と連名で動物遺棄・虐待防止ポスターを作成。地方自治体及び関係団体に配布し、普及啓発を強化。（平成21年2月作成、平成28年度に10万部増刷）
- ・警察庁より都道府県警察等に対して地方自治体の担当部局との連携を強化して対処を図るよう通知を发出。（平成25年8月「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について」）

○虐待事例収集

- ・国内及び海外の動物遺棄虐待事例を収集し、動物虐待事例の対応の参考情報として公表。（平成26年3月）

○研修

- ・地方自治体職員を対象に、動物福祉の先進国とされるイギリスからの講師による研修を開催。（平成27年～平成29年まで毎年開催「動物愛護管理実務担当者研修会」）
- ・地方自治体職員（獣医師）を対象に、動物虐待の科学的な評価に関する知識・技術の習得を目的として研修を開催。（平成29年～「動物虐待等科学的評価研修会」）

飼い主責任のあり方

3 多頭飼育問題

- ・近年、いわゆる猫屋敷問題などの多頭飼育崩壊問題（所謂、飼養能力を超える多数の動物を所有・占有し、結果として、適正な飼養が困難となり、飼育放棄により動物の健康が害されるとともに、排泄物の堆積等により周辺的生活環境被害等を引き起こす問題）への関心が高まっているが、実際に、各自治体が日常業務において対応に苦慮する問題（不適正な飼養者の問題や犬猫の引取の問題等）は、多頭飼育者が関わるケースが多いと言われている。
- ・法第 25 条では、多頭飼育に起因して、周辺的生活環境被害を生じさせている場合や、動物虐待が生じているおそれがある場合には、自治体が当該事態を生じさせている者に対して勧告・命令を課すことができることとされているが、この発動件数は少ない。

（1）多頭飼育崩壊の未然防止のための情報収集体制の整備

- ・飼い主の知識の欠如による多頭飼育化（みだりな繁殖、拾得）を防止するための飼い主への情報伝達・普及啓発のあり方はどうあるべきか。〔事務局〕
- ・多頭飼育を予防するための総合的な施策が必要。各方面の専門家（動物行政、福祉行政、弁護士等）を集めての研修会や事例研究会の開催等も必要。〔委員〕
- ・犬猫の多頭飼育について届出制の導入は未然防止のための情報収集の仕組みとして重要。一方、一部自治体において、届出義務を課す条例が設けられているが、問題を引き起こす飼い主は届出を行わないのではないかと。効果の検証が必要。〔委員〕
- ・10 頭以下の段階での早期発見・早期解決のため、自治体獣医師職員が、飼い主に対して動物を手放すよう説得するためのコミュニケーションスキルの向上が必要〔委員〕
- ・アニマルホーダーや動物虐待と人間の精神的病理の関係について社会的な共通認識を形成するためのシンポジウム等の開催〔委員〕

（2）多頭飼育問題に対応するための体制整備

- ・人間の福祉の観点から、保健師・精神保健福祉士、消防、環境問題専門家等による自治体の各分野横断的なタスクフォースによる対応が必要。〔委員〕
- ・動物行政部局と精神保健部局の連携を進めるための国のバックアップが必要〔委員〕
- ・多頭飼育者が飼養する動物の保護・収容等（4に掲載）〔委員〕

論点① 多頭飼育対策を進めていくための考え方の整理

- ・多頭飼育問題を進めていくための基本的考え方の整理が必要。本年度より、多頭飼育対策について基本的な考え方を整理する検討に着手。検討にあたっては、多頭飼育状態となる人間（飼い主）への対応と、劣悪な状態（虐待状態）で多頭飼育されている動物への対応の双方の観点がある。

論点② 多頭飼育者に対する勧告指導の適切な実施

- ・多頭飼育に起因する動物虐待等の問題について、自治体が勧告・命令を出す必要がある場合

に対処しやすくなるような環境整備が必要ではないか。

【対応の方向性】

論点①への対応案

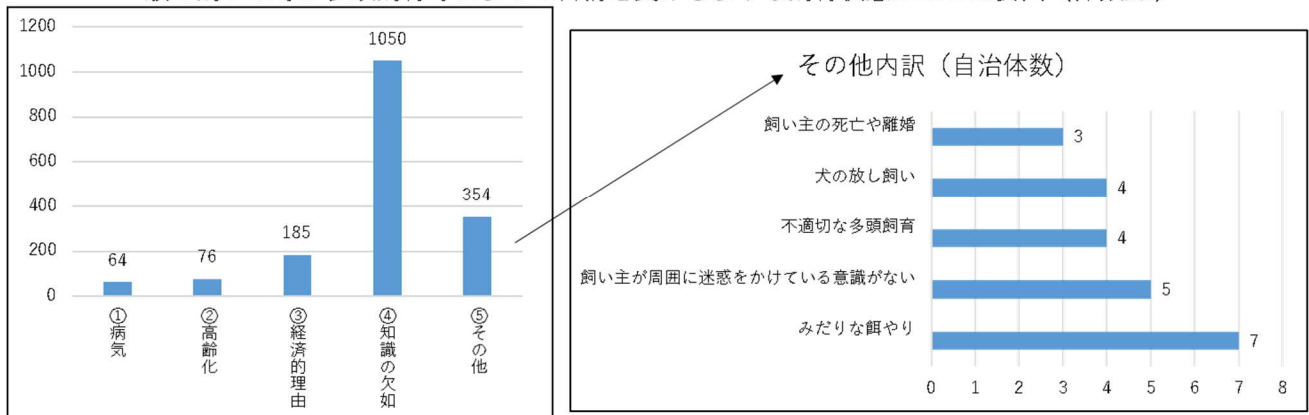
- 各自治体で取り組んでいる多頭飼育対策について事例収集とケーススタディを行うとともに、有識者や自治体、関係省庁等の意見を聞いて、対策についての基本的考え方を整理する。その上で、各自治体において、動物愛護管理部局が関係部局と連携した多頭飼育対策を進める場合に活用できるガイドラインの策定等に向けた検討を進める。

論点②への対応案

- 自治体が、個別事案への対応に当たって、勧告・命令の対象となる虐待のおそれのある事態かどうかを判断しやすくなる方策について検討する。

【関連データ類】

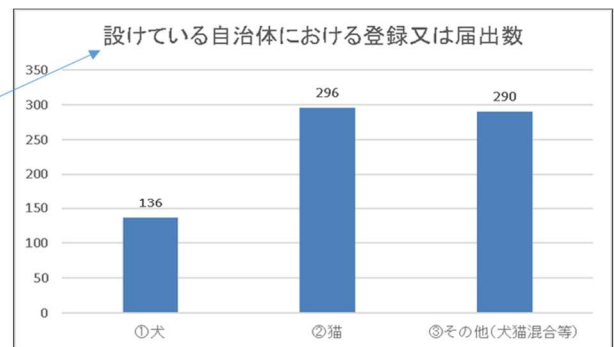
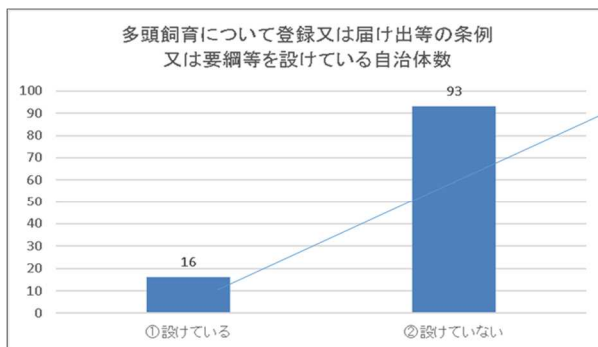
一般の飼い主等が多頭飼育等によって苦情を受けるような飼育状態に至った要因（件数※2）



※2 周辺の生活環境が損なわれている事態等について（法第25条、規則第12条関係等）、複数の住民から寄せられた件数、犬・猫を2頭以上飼養しているもの。

- ①飼い主等の病気によるもの（病気により適正な飼養ができなくなった、等）
- ②飼い主等の高齢化によるもの（高齢化により適正な飼養ができなくなった、等）
- ③飼い主等の経済的な理由によるもの（不妊去勢するお金がなかった、等）
- ④飼い主等の知識の欠如によるもの（不妊去勢の必要性・正しいしつけを知らなかった等）
- ⑤その他

出典：法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績）



出典：法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績）

	周辺の生活環境が損なわれている事態を除去するために必要な措置をとるよう指導した件数	動物が衰弱する等の虐待を受けるおそれがある事態を生じさせている者に対し、指導した件数
①犬	2606件	145件
②猫	3296件	46件
③その他	28件	8件

出典：法附則第15項に基づく施行状況調査（平成28年度実績）

年度	多数の飼育に起因する周辺生活環境の保全等			告発件数 (生活環境)
	法第25条第1項に基づく勧告数	法第25条第2項に基づく措置命令数	法第25条第3項に基づく命令、勧告数	法第46条の2(法第25条第2項、3項)関係命令違反)
平成20	2	1		
平成21	0	0		
平成22	3	1		
平成23	0	0		
平成24	0	0		
平成25	1	0	0	0
平成26	0	0	2	0
平成27	3	0	1	0
平成28	0	0	0	0

出典：動物愛護管理行政事務提要（平成29年度実績）

飼い主責任のあり方

4 飼育禁止命令・動物の没収等

- ・現行法令においては、動物を適正に飼養管理していない所有者（不適正な過密飼養を行う動物取扱業者、動物虐待を繰り返す飼い主等）に対して、動物の飼育を一定期間禁止すること（飼育禁止命令等）、又は、動物の保護のための所有権剥奪（没収等）の処分は規定されていない。

論点① 飼育禁止命令や動物の没収等に係る制度の検討

- ・飼育禁止命令という仕組みについては、他の法律との整合性などもあるが、近隣住民の生活環境の安定を守る観点から、法的な側面についてどのような課題や論点があるのかということに関して、行政法研究者らを交えての検討が必要。〔委員〕
- ・現状では、飼育禁止命令等の強制的な動物の飼育停止の手段がないため、財産管理の観点から成年後見人制度の活用等も含めた行政手法の検討が必要。〔委員〕
- ・飼育禁止命令を出し、動物を保護する場合は、動物の受け皿（飼養管理施設と体制）が必要。また、受け皿となる施設において動物を一時預かり、飼養する費用や労力をかけることについて、なぜ動物にそこまで費用・手間をかけるのかについて根拠（必要性）の説明が必要。一時預かりの間の費用を飼い主負担とする仕組みも検討〔委員〕
- ・所有者から所有権を剥奪し収容した動物の取扱いについて整理する必要があるのではないかと（より適切な飼い主への譲渡促進や動物福祉の観点からのやむを得ない場合の安楽殺処分についての考え方を整理する観点）。〔事務局〕

【対策の方向性】

論点①への対応案

- ・一定期間の飼育を禁ずること（飼育禁止命令等）、所有権剥奪（没収等）とともに、財産権などの個人の権利の大きな制約であることから、慎重な検討が求められる。今後、長期的な課題として、我が国における動物の飼育に係る飼育者の権利と義務のあり方に係る社会的な認識の状況の把握に努めつつ、行政法研究者らも交えて、実態面・法制面を含めた多角的な考え方の整理を行っていくことが重要ではないか。（検討に当たっては、実際に没収した動物の取扱等についても、考え方の整理も必要。）。

【関連データ類】

なし

飼い主責任のあり方

5 特定動物

(1) 特定動物の指定のあり方

- ・動物愛護管理法においては、「人の生命、身体又は財産に害を加えるおそれがある動物として政令で定める動物」（法第 26 条第 1 項）が特定動物として規制対象（都道府県知事等の許可制）。動物愛護管理法施行令において、「別表に掲げる種（亜種を含む。）」として規定されている（政令第 2 条）。

（※特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律においては、特定外来生物の定義において、その生物が交雑することにより生じた個体を含む旨、明記（法第 2 条第 1 項）。政令において、具体的な交雑種を規定。）

論点① 特定動物の交雑種について指定すべきではないか。

- ・交雑種について、特定動物として規制すべきか検討が。
 - 例 1）特定動物同士の交雑個体の扱い（イリエワニとシャムワニ等）
 - 例 2）特定動物と非特定動物の交雑個体の扱い（オオカミと犬等）

(2) 特定動物の飼養のあり方

- ・特定動物は、特定飼養施設を設けて、都道府県知事等の飼養許可を受けた者に限り、飼養することができる仕組みとなっている。

論点② 特定動物の許可基準・飼養基準はどうあるべきか。

- ・特定動物の飼養のあり方について、特定飼養施設基準等について、一層の明確化が必要か（一部自治体では条例による数値基準あり）。
- ・特定動物の飼養は、動物福祉の面からも衛生管理の面からも基準が十分なものではなく、あるいは十分なものであっても守られていないのではないかと。〔委員〕
- ・飼養者の要件を許可基準に加えることについて検討すべきか。〔事務局〕

論点③ 特定動物の愛がん飼養は禁止すべきではないか。

- ・大規模災害時の特定動物の取扱いについて、人間の生命・身体の安全の観点から、整理が必要ではないか。（例えば、同行避難は不可であることを明確化し、飼い主の責任における譲渡又は殺処分を徹底すること等。）災害時の取扱いの困難さ等に鑑み、愛玩目的の飼養をどのように考えるか。
- ・特定動物の飼養については、外来種問題のこともあり、そろそろ一旦、ペットとして飼養することを禁止し、その上で、次にどうするかを考える時期に来ているのではないかと。本当に動物福祉や衛生管理の面から、十分な基準を示し、それをクリアできなかった人でないと飼えないという方向にもっていくべき。〔委員〕

【対応の方向性】

論点①の対応案

- ・規制の実効性も踏まえつつ特定動物の交雑種の指定に向けて検討する。
- ・具体的な指定については、特定動物同士の交雑種は速やかに指定を行うことを検討する。特定動物と非特定動物の交雑種については、リスク評価に基づき、人への危険を未然防止する観点から指定のあり方を検討することが必要。検討に当たっては、非特定動物の飼養実態等も踏まえつつ、非特定動物の飼養者への影響等についても適切な配慮を行いながら指定を検討する。（例えば、オオカミと犬の交雑種について検討する場合、犬の飼養者への影響についても配慮することが必要。）

論点②の対応案

- ・特定動物の許可基準・飼養管理基準のあり方については、論点①の交雑種の指定に関する検討にあわせて、必要な情報収集を行うとともに、具体的な課題を整理し、必要な対応について検討を行う。

論点③の対応案

- ・特定動物の飼養許可は、その危険性に鑑み飼養の一般禁止（不作為の義務）を課した上で、特定飼養施設を有する者等に対して、例外的に不作為の義務を解除するものである。このため、平時・災害時等において逸走等により人への危険を及ぼす可能性を皆無とはできないこと等を踏まえ、特定動物の飼養目的が一定の場合にのみ許可すべきかどうかについて、実態を踏まえつつ、慎重に検討することが必要。具体的には、飼養目的が、学術研究や社会教育などの公益性のある場合と、それ以外の愛がん目的飼養等の公益性のない場合に分けて考える必要があるのではないかと。

【関連データ類】

- ・「平成 24 年度特定動物見直し検討会」において、「特定動物同士の交雑個体は特定動物と同等の危険性があるとみなす。特定動物と特定動物以外の動物の交雑種は、飼養実態及び危険性について未知な部分が多いため、情報収集を含めて今後の検討課題とする」と整理されている。
- ・交雑種の流通の実態は不明
- ・「平成 24 年度特定動物見直し検討会」において、「適正な施設等に関して、種に応じて対応が多岐に渡るため、特定動物の飼養保管に関するガイドラインの作成を検討すること」と整理されており、現在、地方自治体向けの指導マニュアルを作成すべく必要な情報収集（東京都の施設基準等）を実施している。

・特定動物の飼養保管状況（平成 29 年 4 月 1 日現在 ※愛玩飼育数は不明）

哺乳綱		鳥綱		爬虫綱		計	
箇所数	頭数	箇所数	頭数	箇所数	頭数	箇所数※	頭数
714	10,063	133	370	1,007	35,345	1,722	45,778

動物愛護管理行政事務提要(平成 29 年度)

※計の箇所(総施設)数は実数を示しているため、各分類群ごと(哺乳綱・鳥綱・爬虫綱)の箇所(施設)数の合計とは一致しない。

・特定動物による人身事故件数（平成 25 年 4 月～28 年 3 月まで）

動物園、猿回し等展示動物による事故が多く報告されている。

人身事故を起こした動物種	人身事故の件数	被害者数				計
		死亡		その他		
		飼い主・家族	それ以外	飼い主・家族	それ以外	
ツキノワグマ	3		2	2		4
シロサイ	1				1	1
アジアゾウ	1	1				1
ライオン	3			2	2	4
トラ	2				2	2
ニホンザル	9			1	14	15
シロテナガザル	2			1	1	2
チンパンジー	1				2	2
計	22	1	2	6	22	31

平成 26 年度～29 年度動物愛護管理行政事務提要改変

飼い主責任のあり方

6 猟犬種等の管理のあり方

- ・ 猟犬種による人間やペットの咬傷事故の発生、猟犬種の遺棄・繁殖による野犬問題（狩猟者からはぐれた可能性含め）などが各地で報告されており、対策に苦慮する自治体も少なくない。

論点① いわゆる危険犬等についての取扱はどうあるべきか。

- ・ 海外においては危険犬（犬種や体格により規定）についての飼育制限（一定の犬種の飼育禁止や許可制等）が設けられている事例がある。国内においても一部自治体において特定犬（犬種や体格により規定）の管理に関する条例（逸走時の知事への届出制等）が設けられている。〔事務局〕

論点② 猟犬が各所でトラブルの基になっているが、対策のあり方はどうあるべきか。

- ・ 猟犬の遺棄防止や猟犬による猟場近くの住民への迷惑防止の観点から、確実な所有明示、マイクロチップの装着と情報登録の義務化が必要。〔委員〕

【対応の方向性】

論点①への対応案

- ・ 特定犬種や一定以上の体格の犬であって、ひとたび咬傷事故等が起こった場合に人の生命・身体等への侵害の危険性が高い犬（いわゆる危険犬）の管理のあり方については、自治体の条例での措置状況や海外の規制の概況について情報収集を行い、飼育頭数や飼育者の状況などの飼養実態等も踏まえ、我が国に適した危険犬の管理のあり方について検討する。
- ・ 危険犬については、不適正飼養がなされていた場合の対応や、所有者から引取りを求められた場合の引取りの実施等に当たって、飼養者の管理が不適正な場合に人の生命・身体等に不可逆的な侵害をもたらすおそれが高いことを考慮に入れた対応が必要。

論点②への対応案

- ・ 事実関係の確認等、実態把握を行うとともに、実態を踏まえ、猟犬の適切な飼養管理を確保する観点から、狩猟者団体による適切な飼養管理の指導・普及啓発の推進を図るとともに、必要な対応策を検討する。

【関連データ類】

- ・ （一社）大日本猟友会が発行している狩猟読本では、猟犬の管理に関して、迷い犬対策として、首輪、マイクロチップによる所有明示、迷子になった際の探索・回収の実施、また、事故防止対策として、小さい時期（社会化期）に十分に訓練する必要がある等記載している。